

令和元年第3回岩泉町議会
定例会会議録目次

第 1 号 (9月11日)

出席議員	1
欠席議員	1
職務のため議場に出席した者の職・氏名	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	2
議事日程	3
開会の宣告	5
開議の宣告	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定について	5
諸般の報告	5
行政報告	6
一般質問	6
1番 島山昌典議員	6
7番 坂本 昇議員	12
2番 島山和英議員	22
4番 八重樫龍介議員	32
13番 野舘泰喜議員	38
5番 三田地久志議員	51
6番 林崎竟次郎議員	61
報告第1号～報告第4号の上程、報告	65
・報告第 1号 林道上山線災害復旧工事の請負変更契約締結の専決処分について	
・報告第 2号 平成30年度岩泉町の財政の健全化判断比率及び資金不足比率に	

ついて

- ・報告第 3号 損害賠償事件に係る和解及び損害賠償額決定の専決処分について

- ・報告第 4号 平成30年度教育委員会事務点検評価報告書（主要施策の成果に関する報告書）

議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決…………… 69

- ・議案第19号 その他町道山屋線道路災害復旧工事の請負変更契約の締結に
し議決を求めることについて

議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決…………… 70

- ・議案第20号 損害賠償事件に係る和解及び損害賠償の額の決定について

議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決…………… 75

- ・議案第21号 岩泉町過疎地域自立促進計画の変更に関し議決を求めること
について

議案第1号～議案第18号の上程、説明、委員会付託…………… 76

- ・議案第 1号 岩泉町印鑑条例の一部を改正する条例について
- ・議案第 2号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- ・議案第 3号 岩泉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について
- ・議案第 4号 岩泉町森林環境譲与税基金条例について
- ・議案第 5号 岩泉町立保育園設置条例の一部を改正する条例について
- ・議案第 6号 ふれあいらんど岩泉条例の一部を改正する条例について
- ・議案第 7号 岩泉町観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例について
- ・議案第 8号 龍泉洞青少年旅行村の設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例について
- ・議案第 9号 岩泉町観光センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例について

出席議員	9 1
欠席議員	9 1
職務のため議場に出席した者の職・氏名	9 2
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	9 2
議事日程	9 3
開 議 の 宣 告	9 5
議事日程の報告	9 5
議案第 1 号～議案第 1 8 号の委員長報告、質疑、討論、採決	9 5
・ 議案第 1 号 岩泉町印鑑条例の一部を改正する条例について	
・ 議案第 2 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について	
・ 議案第 3 号 岩泉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について	
・ 議案第 4 号 岩泉町森林環境譲与税基金条例について	
・ 議案第 5 号 岩泉町立保育園設置条例の一部を改正する条例について	
・ 議案第 6 号 ふれあいらんど岩泉条例の一部を改正する条例について	
・ 議案第 7 号 岩泉町観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	
・ 議案第 8 号 龍泉洞青少年旅行村の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	
・ 議案第 9 号 岩泉町観光センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	
・ 議案第 1 0 号 氷渡交流施設条例の一部を改正する条例について	
・ 議案第 1 1 号 岩泉町水道事業の設置等に関する条例について	
・ 議案第 1 2 号 岩泉町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例について	
・ 議案第 1 3 号 岩泉町水道事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について	

・議案第 1 4 号 令和元年度岩泉町一般会計補正予算（第 2 号）	
・議案第 1 5 号 令和元年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	
・議案第 1 6 号 令和元年度岩泉町簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）	
・議案第 1 7 号 令和元年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第 2 号）	
・議案第 1 8 号 令和元年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）	
散 会 の 宣 告	1 0 2
第 3 号（9月20日）	
出席議員	1 0 3
欠席議員	1 0 3
職務のため議場に出席した者の職・氏名	1 0 4
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	1 0 4
議事日程	1 0 5
開 議 の 宣 告	1 0 7
議事日程の報告	1 0 7
認定第 1 号～認定第 8 号の委員長報告、質疑、討論、採決	1 0 7
・認定第 1 号 平成 3 0 年度岩泉町一般会計歳入歳出決算	
・認定第 2 号 平成 3 0 年度岩泉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算	
・認定第 3 号 平成 3 0 年度岩泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	
・認定第 4 号 平成 3 0 年度岩泉町介護保険特別会計歳入歳出決算	
・認定第 5 号 平成 3 0 年度岩泉町簡易水道特別会計歳入歳出決算	
・認定第 6 号 平成 3 0 年度岩泉町観光事業特別会計歳入歳出決算	
・認定第 7 号 平成 3 0 年度岩泉町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算	
・認定第 8 号 平成 3 0 年度岩泉町大川財産区特別会計歳入歳出決算	
請願第 2 号の委員長報告、質疑、討論、採決	1 1 0
・請願第 2 号 畜産・酪農に関する請願	
請願第 3 号の委員長報告、質疑、討論、採決	1 1 1
・請願第 3 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元を求め	

る請願

発議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決…………… 1 1 2

・発議案第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求め

る意見書(案)の提出について

閉会の宣告…………… 1 1 4

署名…………… 1 1 5

令和元年第3回岩泉町議会定例会会議録（第1号）

招 集 年 月 日	令 和 元 年 8 月 2 8 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 議 会 議 事 堂					
開 会、開 議、散 会 延 会、閉 会 の 日 時	開 会	令 和 元 年 9 月 1 1 日 午 前 1 0 時 0 0 分				
	散 会	令 和 元 年 9 月 1 1 日 午 後 4 時 1 2 分				
出席及び欠席議員 出席 14人 欠席 0人 (凡例) ○ 出席 × 欠席	議員 番号	氏 名	出欠 の別	議員 番号	氏 名	出欠 の別
	1	畠 山 昌 典	○	9	菊 地 弘 巳	○
	2	畠 山 和 英	○	10	合 砂 丈 司	○
	3	小 松 ひ と み	○	11	畠 山 直 人	○
	4	八重樫 龍 介	○	12	三田地 泰 正	○
	5	三田地 久 志	○	13	野 舘 泰 喜	○
	6	林 崎 竟 次 郎	○	14	加 藤 久 民	○
	7	坂 本 昇	○			
	8	三田地 和 彦	○			

会議録署名議員	2 番	畠 山 和 英	3 番	小 松 ひとみ
	4 番	八重樫 龍 介		
職務のため議場 に出席した者の 職・氏名	事 務 局 長	箱 石 良 彦	副 主 幹 兼 議 事 係 長	大 森 淳 一
	主 査	佐々木 美穂子		
地方自治法第 121条の規 定により説 明のため出 席した者の 職・氏名	町 長	中 居 健 一		
	副 町 長	山 崎 重 信	副 町 長	末 村 祐 子
	教 育 長	三 上 潤	危機管理監兼 危機管理課長	佐々木 重 光
	総 務 課 長	應 家 義 政	政策推進課長	三 浦 英 二
	会計管理者兼 税務出納課長	中 川 英 之	町 民 課 長	三 上 久 人
	保健福祉課長	田 鎖 英 明	経済観光交流課長	馬 場 修
	農林水産課長	佐々木 修 二	地域整備課長 兼復興課長	佐々木 真
	上下水道課長	三 上 訓 一	消防防災課長	和 山 勝 富
教 育 次 長	三 上 義 重	代表監査委員	佐々木 良 治	
議 事 日 程	別 紙 議 事 日 程 の と お り			
会 議 に 付 し た 事 件	別 紙 の と お り			
議 事 の 経 過	別 紙 の と お り			

令和元年第3回岩泉町議会定例会

議事日程(第1号)

令和元年 9月11日(水曜日) 午前10時00分開会

開会の宣告

開議の宣告

議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 一般質問

日程第 6 報告第1号 林道上山線災害復旧工事の請負変更契約締結の専決処分について

日程第 7 報告第2号 平成30年度岩泉町の財政の健全化判断比率及び資金不足比率について

日程第 8 報告第3号 損害賠償事件に係る和解及び損害賠償額決定の専決処分について

日程第 9 報告第4号 平成30年度教育委員会事務点検評価報告書(主要施策の成果に関する報告書)

日程第10 議案第19号 その他町道山屋線道路災害復旧工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて

日程第11 議案第20号 損害賠償事件に係る和解及び損害賠償の額の決定について

日程第12 議案第21号 岩泉町過疎地域自立促進計画の変更に関し議決を求めることについて

日程第13 議案第1号 岩泉町印鑑条例の一部を改正する条例について

日程第14 議案第2号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

日程第15 議案第3号 岩泉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について

日程第16 議案第4号 岩泉町森林環境譲与税基金条例について

日程第17 議案第5号 岩泉町立保育園設置条例の一部を改正する条例について

- 日程第18 議案第6号 ふれあいランド岩泉条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第7号 岩泉町観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第8号 龍泉洞青少年旅行村の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第9号 岩泉町観光センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第10号 氷渡交流施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第11号 岩泉町水道事業の設置等に関する条例について
- 日程第24 議案第12号 岩泉町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例について
- 日程第25 議案第13号 岩泉町水道事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第26 議案第14号 令和元年度岩泉町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第27 議案第15号 令和元年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第28 議案第16号 令和元年度岩泉町簡易水道特別会計補正予算（第2号）
- 日程第29 議案第17号 令和元年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第30 議案第18号 令和元年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第31 認定第1号 平成30年度岩泉町一般会計歳入歳出決算
- 日程第32 認定第2号 平成30年度岩泉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 日程第33 認定第3号 平成30年度岩泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 日程第34 認定第4号 平成30年度岩泉町介護保険特別会計歳入歳出決算
- 日程第35 認定第5号 平成30年度岩泉町簡易水道特別会計歳入歳出決算
- 日程第36 認定第6号 平成30年度岩泉町観光事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第37 認定第7号 平成30年度岩泉町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第38 認定第8号 平成30年度岩泉町大川財産区特別会計歳入歳出決算
- 日程第39 請願第2号 畜産・酪農に関する請願
- 日程第40 請願第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める請願

散会の宣告

◎開会の宣告

○議長（加藤久民君） ただいまから令和元年第3回岩泉町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（加藤久民君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（加藤久民君） 本日の議事日程はお手元に配りましたとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（加藤久民君） 議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、2番、畠山和英君、3番、小松ひとみ君、4番、八重樫龍介君を指名します。

◎会期の決定について

○議長（加藤久民君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。お手元に配りました会期日程案は、9月6日、議会運営委員会で決定を見たものでありますが、本定例会の会期はお手元に配りました案のとおり、本日から9月20日までの10日間にしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月20日までの10日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（加藤久民君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会活動及び宮古地区広域行政組合議会臨時会に係る議決事件の概要報告は、印刷し、お手元に配りましたとおりですので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（加藤久民君） 日程第4、行政報告を行います。

山崎副町長、どうぞ。

〔副町長 山崎重信君登壇〕

○副町長（山崎重信君） 済生会岩泉病院、平泉宣副院長の退職についてご報告をいたします。

平泉宣副院長につきましては、平成29年9月1日より済生会岩泉病院に着任し、2年間地域医療の確保のためご活躍いただいておりますが、このたび8月31日付をもちまして済生会岩泉病院を退職されました。退職の理由は、ご本人の出身地であります秋田県へ戻られ、医療に携わりたいとの強い意思によるところであると伺っております。

このことにより、病院の常勤医師は2名体制となりますが、患者サービスの低下を来さぬよう、あらゆる方策を講じて地域医療の確保に努めると伺っております。

なお、この退職に伴います医師の補充は現在予定されていないことから、町としては常勤医師の早期確保に向け、県並びに済生会岩泉病院へ強く要望を継続していくとともに、全国の医療機関の情報収集に努めるなど、最大限の努力をとってまいり所存でございます。

以上で報告を終わります。

○議長（加藤久民君） これで行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（加藤久民君） 日程第5、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

1番、畠山昌典君、どうぞ。

〔1番 畠山昌典君登壇〕

○1番（畠山昌典君） 1番、畠山昌典です。通告に基づきまして、一般質問を行います。

台風災害から3年が経過し、災害公営住宅への入居もほぼ完了、また移転地への住宅再建も進んでおり、「今年度が復旧・復興の正念場」との中居町長の言葉どおり、被災者の新生活も動き出しています。

また、ラグビーワールドカップ開幕を目前に控え、秋の行楽シーズンと重なる中、車の交通量がふえることが予想され、交通安全への意識を高め、交通事故防止へ向けた取り組みが重要になってきます。

今月21日からは秋の全国交通安全運動が実施され、30日は「交通事故死ゼロを目指す日」になっています。本運動では、「子供と高齢者を守る運転」などをテーマに、各団体で話し合いやグループ討議を実施し、安全運転意識を高める取り組みを推奨しています。そういった状況を踏まえ、今回は高齢者ドライバーの交通事故防止の観点から質問をさせていただきます。

近年、全国的に高齢者ドライバーの事故が多発し、アクセルとブレーキの踏み間違いを原因とする事故は年間6,000件以上発生しており、その対策が求められています。各関係機関では、加齢や病気などで身体の機能や判断能力が低下し、運転に不安を感じているまたは運転の必要がなくなった方に対し運転免許証の自主返納を勧めています。しかしながら、自主返納だけではこの問題の解決には至っておらず、さらなる対策が必要であることは年間の事故件数から見ても当然であります。

本町においては、公共交通機関が充実しているとは言いがたく、広大な面積を有し、集落も各地に点在している状況で、病院への通院、買い物など日常の移動手段として自家用車が手放せないのは誰が見ても明らかであります。そのような中、先月まさに高齢者ドライバーによる死亡事故が町内で発生してしまい、本町でも対策が急務であると考えます。

全国の各自治体では、さまざまな高齢者の事故防止対策を講じており、先進安全自動車・サボカーなどの購入に補助金制度を導入するところもふえてきていますが、多くは新規登録車、いわゆる新車購入時での補助となっており、実情への対策としては万全とは言えません。

そこで、現在使用している車に踏み間違い防止装置を取りつけた場合の補助を実施してはいかがでしょうか。現在、各自動車メーカーなどでは、この安全装置の開発が進んでおり、性能も格段に向上しています。

「車の運転は不安だが、生活の足としてなくてはならない」、「安全装置のついた車にしたいが、新車購入までは考えていない」という高齢者に対し、購入設置費用の全部あるいは一部を町が補

助することで積極的に事故防止装置の普及を進めることができ、交通安全対策の一環として重要な役割を果たすと思われます。

導入に当たっては、各関係機関との情報交換や綿密な打ち合わせ等、慎重に対応しなければならないとは思いますが、急がなければならない高齢者の交通事故防止対策について町長の所見を伺い、本席からの質問を終わります。

○議長（加藤久民君） 中居町長、答弁願います。どうぞ。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 1番、畠山昌典議員のご質問にお答えを申し上げます。

高齢者の交通事故防止対策についてであります。近年高齢者ドライバーによる重大事故が後を絶たず、社会問題化しており、高齢化が著しい本町においても取り組んでいかなければならない課題の一つであると認識をしているところであります。

町内の65歳以上の運転免許所有者を見ますと、平成30年12月末現在1,864人で、町内の平成30年の人身事故の発生件数は9件、そのうち65歳以上のドライバーが関係した事故件数は4件で、約半数を占めているところであります。

議員ご案内のように、本町における公共交通機関は限られていることから、自家用車は買い物や通院に欠かせない、まさに生活の足となっているものと、このように私も認識をしているところであります。

高齢者ドライバーの事故防止対策となります運転免許証の自主返納であります。岩泉警察署での運転免許証自主返納者は、平成27年28人、平成28年29人、平成29年は44人、平成30年度は24人で推移をしており、本年はこれまでに20人とお聞きをしているところであります。

議員ご提案の踏み間違い防止装置につきましては、自動ブレーキ装置ではありませんが、アクセルを制御し、加速を抑制することで、特にアクセルとブレーキの踏み間違いによる飛び出し事故の発生を軽減する効果があると、このように思っております。

新聞報道によりますと、東京都では70歳以上を対象に9割補助として限度額10万円を、福井県では65歳以上を対象に5割補助として限度額3万円の補助制度の検討を行っているところであります。

先般、国におきましては、新車への自動ブレーキ搭載の義務化や踏み間違い防止装置等の安全装置に対する性能認定制度の創設も検討されているとの報道もあったところであります。この

問題につきましてはまさに全国レベルの課題でもあり、どこまで基礎自治体が対応すべきか難しい面もあるのかなど、このようにも思っているところであります。

しかしながら、町民の皆様の安全、安心のために解決すべき課題でもありますことから、どのようなものが本町の事故防止対策に有効なのか、国の動向も踏まえ、議員ご提言の踏み間違い防止装置も含めまして、関係機関と連携をし、調査研究を重ねてまいりたいと存じているところでございます。

以上、答弁を終わらせていただきます。どうかよろしくお願いを申し上げます。

○議長（加藤久民君） 1番、再質問はございませんか。どうぞ。

○1番（畠山昌典君） 高齢者ドライバーの交通事故というものは全国的に大きな問題として捉えられておりまして、私が入手しました情報というか、統計によりますと、平成30年中、全国の踏み間違いによる事故発生件数が4,431件になっておりまして、うち踏み間違いによる死亡事故件数が53件、そのうち60歳以上の件数が48件で大体90%、9割ぐらいの確率で高齢者の踏み間違いによる事故が起きているという、この現実があるわけでございます。その対策としまして、答弁の中にもありました免許証の自主返納という部分を、まさに全国で推奨しているわけでございます。詳しい町内での数字も入れていただきましたけれども、この返納者に対するの支援とかサポートというものは当町ではどのようになっているか、まずそこをお伺いします。

○議長（加藤久民君） それでは、答弁させます。

應家総務課長、どうぞ。

○総務課長（應家義政君） 返納者に特定している対策ということではございませんけれども、高齢者全体的に公共交通、町でやっている公共交通につきましては、2分の1を補助をして対応している状況でございます。また、三鉄等も、他の交通機関におきましても、各団体ごとに自主返納対策もやっているとお聞きしてございますので、もしそういった形で自主返納が進むのであれば、またそれについても対策を考えてまいりたいと思います。

また、現在は2分の1の補助でございますけれども、他の自治体の事例等も調査研究しながら、こういった形が自主返納を勧める手段になるのか、あわせて検討してまいりたいと思います。

○議長（加藤久民君） 1番、どうぞ。

○1番（畠山昌典君） ありがとうございます。先般、前に一般質問において、自主返納者だけではなく交通弱者、いわゆる高齢者と高校生までの子供さんに町の町民バスの無料化をしてはいか

がですかという一般質問をさせていただきました。まさに今答弁にありましたように、交通弱者に対して2分の1の補助をしているということでありますけれども、これを無料にしてはどうかという提案をさせていただきましたけれども、その進捗状況をここで関連して伺います。

○議長（加藤久民君） 三浦政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三浦英二君） 以前議員のほうからご提言をいただいております75歳以上の高齢者、それから高校生以下でございますか、運賃の無料化ということでございますけれども、これにつきましてはこれまでも財源的な面でありますとか、それから利用方法、そのやり方でございますけれども、そういったさまざまな角度からメリット、デメリットを検証いたしまして、実際に岩手運輸支局のほうとも数回にわたって協議を重ねてきているところでございます。

その中で一つの利用しやすい方法といたしまして、対象者の方にフリーパスのような手法で乗車できる、していただくという方法などを検討しておりましたけれども、どうやら乗り合い運送事業法の関係法令でございますけれども、これの関係によりましては非常に難しい状況であると、すなわち運賃として事業者が直接運賃を収受しなければならないというような状況もあるようでございまして、さらには町民バス以外の広域路線、いわゆるJRの早坂線でありますとか、あとは岩泉茂市線、それから県北バス等でございますけれども、これとの運賃の兼ね合いも出てくるわけでございます。したがって、この運賃の収受の方法についての整合性、そして効率性等々につきまして、今も検討を重ねているところでございます。

このような課題を踏まえまして、検討のほうを含めまして、そしてしかるべき時期を捉え、議会のほうにもご相談、ご協議をさせていただきたいというような今の進捗状況でございます。

○議長（加藤久民君） 1番、どうぞ。

○1番（畠山昌典君） ありがとうございます。ぜひ、実現は難しいということですが、できる範囲での実現に向けて進めていただきたいなというふうに思います。

それにしましても、質問の中でも話しましたが、非常に広大な面積を有している当町では、その路線バスのバス停に行くまでの距離も非常に長い場所もある、また農作業とか林業、漁業等、まだ携わっている高齢者もたくさんいることから、そういった面でもなかなか体の体力的に、あるいは判断力の低下等自分で認識しているにもかかわらず、返納できない方も多数いると思います。やはりそういった方々への対策としては、公共交通機関の足の確保だけでは足りない部分もあるのではないかなというふうに私は認識しておりますけれども、当局のほうではその辺

のところはどういうふうな感じで考えておりますでしょうか。

○議長（加藤久民君） 應家総務課長、どうぞ。

○総務課長（應家義政君） 本当に生活になくてはならない免許ということで、そのとおりだと思います。現在、高齢者ドライバーに対しましては、自分の運動機能についてどういった、どの程度なのかという判断をしていただくような、そういった機会も設けてございます。そうすれば、やはり私もほかで経験した人の話を聞けば、「私はそんなじゃないと思っていたったども、やっぱり年をとっていたんだな」というようなお話もお聞きしておりますので、そういったものをさらに普及して、確かに必要不可欠ではありますけれども、命を守る、また加害者にならないという観点から、自主返納も勧めていかなければならない部分もありますので、その辺も包括しながら、周知と、それから各免許保有者の認識等々も図りながら、何とか高齢者の交通事故防止には努めてまいりたいと考えております。

○議長（加藤久民君） 1番、どうぞ。

○1番（島山昌典君） ありがとうございます。共通の認識として、その大きな問題であるということ、何かしらの対策をしなければいけないということは同じ認識であると考えます。

それで、自主返納を勧めるあるいは例えばこういったストップペダルというものを、私も情報として踏み間違い防止の装置として資料を取り寄せてみました。そういったものがあるから、これをつけてみてはどうかということと言っても、やはり体験してみたほうが一番わかりやすいというか、そういったことで実は小川の駐在所の方と話をして、今小川地区の自動車整備工場さんをお願いして、そのデモカーと申しますか、そういったものをつくってたくさんの方に試乗してもらおうとか、体験してもらおうという計画が今進んでおまして、それが一番そういった運転に自信がなくなってきた方に対して、こういうものもありますよという、体験してもらおうのが一番かなというふうに思っております、例えば岩泉町の庁用車の1台にこれをつけて、まずは職員が体感する、あるいはそういったつけようかどうか迷っている方がいたら、これ体験してみませんかという形で、デモカーと言うとちょっと大げさかもしれませんが、そういったことは可能でしょうか、どうでしょうか。

○議長（加藤久民君） 應家総務課長、どうぞ。

○総務課長（應家義政君） 庁用車もやはり古い車がたくさんございますので、設置については可能であると考えてございますし、それをデモカーとして使うというのも可能であるのではないかと

など考えております。一方では、急発進の制御装置というのは、運送時といいますか、走っている最中は逆に危険な部分もございまして、例えば対向車が遠くに見えて、早く右折したいなというときにアクセルを踏むと、のろくなってしまうといった課題もございます。いずれにしましても、そういったとりあえず始めてみるというのは重要な部分だと思いますので、庁用車に設置をしてデモカー的にやって体験していただいて、必要な人は設置をしてもらうという方向に進むというのは手段の一つであると思いますので、検討の余地はあるのかなと思います。

○議長（加藤久民君） 1番、どうぞ。

○1番（畠山昌典君） ぜひその辺も検討していただきまして、進めていければと思っております。

岩泉町、台風災害あるいは東日本大震災以降、防災の町として県内外の方々に非常に注目されていると思います。先日の新聞報道でも、自主防災組織が大臣表彰されておりました。いろんな方から話を聞きますと、防災士の養成とか、そういったものも含めまして、防災の町だねというふうに言われることが多くなっております。ぜひこの交通安全のほうも率先して早くに始めることで、岩泉町は交通安全、防止策にも積極的に取り組んでいる町だなというふうなPRにもなるかと思っておりますので、ぜひ関係機関と協議の上、進めていただくことをお願いして、本席からの質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（加藤久民君） これで1番、畠山昌典君の質問を終わります。

次に、7番、坂本昇君、どうぞ。

〔7番 坂本 昇君登壇〕

○7番（坂本 昇君） 7番、坂本昇でございます。台風10号豪雨災害の復旧復興事業の促進に向け、また新まちづくり総合計画の策定への取り組みなど、町民の福祉の向上に対し、ご努力をなされている町長以下職員の皆様に敬意と感謝を申し上げながら、次の2点についてお伺いします。

1点目の質問でございますが、龍泉洞園地再整備基本構想についてであります。

龍泉洞は、昭和36年、1961年に町営化されて以来、龍泉新洞科学館や温泉ホテルの前身である国民保養センターがオープンした昭和50年には44万6,000人、東北新幹線開通後の昭和60年には47万2,000人の入洞者でにぎわいました。現在の入洞者数は20万人を切ってはいるものの、宮古室蘭フェリーの運航、三陸沿岸道路の完成、ラグビーワールドカップや東京オリンピック・パラリンピックの開催など、龍泉洞にとってインバウンドも含めた観光客の増加が期待されます。

今般、委託発注している園地再整備基本構想事業も、町営化60年を節目としたまさに原点から

の再整備という点でも時宜を得たものと期待するものであります。

そこで、策定するに当たって、専門業者の意見、アドバイスは当然であります。町の基本理念、コンセプト、向かうべき方向がさらに重要であると考えます。数値目標なども含め、どのような構想を描くことを主眼として取り進めているのか、また現在の進捗状況及び成果品が完了するまでのスケジュールをお伺いします。

また、東京オリンピック・パラリンピックの開催を来年に控え、毎日のように報道されているのが、障害者アスリートの皆さんの努力、奮闘ぶりであります。今回策定する基本構想では、段差解消などのバリアフリー化はもちろんのこと、障害者や高齢者に優しい園地整備に力を注ぐべきと考えますが、その点についてもお伺いいたします。

日本三大鍾乳洞としての知名度も高く、有名な洞窟であることは認識しておりましたが、平成28年の台風10号豪雨災害でのボランティア活動や復旧後の岩泉ファンの再訪で、龍泉洞の存在の大きさを改めて感じ、日本の宝であることを再認識したのは私だけではないと思います。

本基本構想が策定され、着実に龍泉洞を整備、振興していくことが、町民、そして全国の方々への恩返しにもつながるものと確信しております。

中学生議会や岩泉高校生のK I Z U K Iプロジェクトなど、幅広い世代からの意見を総括して、町営化60年の節目、ゼロからのスタートのつもりで策定してほしいものと期待するものであります。町長のご見解をお伺いします。

2点目の質問であります。事業承継に対する施策の展開についてであります。

先般の一般質問で、産業バンクの検討について質問したところ、前向きに対応していくとの答弁でありました。

先日、畜産・酪農従事者との議員と語る会を行ったとき、実際に事業承継に向け行動している方がおられ、町の対応に関心を示されておりました。

このような中であって、政府が事業承継について税の軽減や経費補助の検討を始めたとの新聞報道がありました。町としても早期に事業承継対策に取り組んでいくべきであると考えますが、町長のご見解をお伺いいたします。

以上で本席からの質問を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（加藤久民君） 中居町長、答弁願ひます。どうぞ。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 7番、坂本昇議員のご質問にお答えをいたします。

まず初めに、龍泉洞園地再整備基本構想についてであります。議員ご案内のとおり、龍泉洞の入洞者数は、最盛期であった昭和60年の4割弱まで減少しており、この状況を打開すべく、今般基本構想の策定に取り組むこととしたところであります。

構想の基本的な考え方ですが、周辺の自然景観を生かした魅力ある園地を整備することにより、観光客を龍泉洞に誘導し、洞内以外の新たな観光的付加価値による誘客を図り、滞在型観光につなげることをねらいとするものであります。

構想の策定に当たっての特色でございますが、対象区域を龍泉洞園地に絞り込んでいるほか、委託先につきましては従前とは異なり、旅行者を選定をしており、園地整備後の誘客までを見据えたものとなっております。

現時点での進捗状況につきましては、3回予定をしております観光関係者によるワークショップの初回を先月開催したほか、業者による現地調査と龍泉洞を訪れた観光客からのアンケート調査を実施し、構想の基礎データの収集に現在努めている状況であります。

今後は、構想の素案ができる年明けに議会の皆様からもご意見を賜りたいと、このようにも考えておりました。今年度いっぱい時間をいただきまして、取りまとめる予定であります。

なお、数値目標につきましては、基本構想と並行して現在策定を進めております新しい岩泉町総合計画の中で、今後の龍泉洞入洞者数の目標を定めてまいりたいと考えております。

2年後に控えます龍泉洞町営60周年の節目には、この基本構想に基づく園地の再整備と、龍泉洞以外の新たな観光メニューの創造によってさらなる観光振興を図り、龍泉洞を訪れた皆様からこの上ない満足を感じていただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

また、議員ご提言の優しい園地整備についてであります。障害のある方や高齢の方にとっても使いやすいデザインに意を配ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたく思います。

次に、事業承継に対する施策の展開についてであります。先般の新聞では、2025年には中小企業の経営者のうち6割に当たる約245万人が70歳以上になり、このうち約半数は後継者が未定であると報道されております。

国では、事業承継の円滑化のための税制措置や補助金制度を設けるとともに、各都道府県に事業引継ぎ支援センターを設置をし、小規模事業者などからの相談に対応する体制を整えていると

ころであります。

また、県では商工団体が行う後継者の経営力強化を図るため次世代経営者育成事業などを実施をし、事業承継の円滑化に取り組んでいるところでもあります。

本町におきましては、従前からの経営指導員による個別の相談、指導を継続するほか、本年度は地域に根差した企業活動の安定継続と地域経済の持続化のため、事業承継計画の作成支援などを行うこととしております。

なお、国では「未来投資戦略2018」による経済構造改革を進めており、その中で自治体と商工会が連携をし、小規模事業者の事業継続を支援することが盛り込まれる見込みとなっております。

このような状況のもと、町といたしましては国の動向を引き続き注視するとともに、県や岩泉商工会など関係団体との連携を強化しながら、町内小規模事業者の事業承継を支援をしてまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りたく、お願いを申し上げます。

以上で答弁を終わらせていただきます。

○議長（加藤久民君） 7番、再質問はございませんか。どうぞ。

○7番（坂本 昇君） ありがとうございます。それでは、何点か質問させていただきますが、答弁書の中で、魅力ある園地を整備とか付加価値による誘客とか滞在型観光というふうに文言では非常に希望が持てる言葉があるわけですが、これはやっぱりこの言葉のさらにもう一つ具体性というか、これを迎えるための、この目線なりこの施策なりというのは、より具体性が深まったものが必要とされるのではないかと思うのですが、現時点では担当課としては検討がなされているかどうかをお願いします。

○議長（加藤久民君） それでは、答弁させます。

馬場経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（馬場 修君） ご質問の関係でございますけれども、実はことし8月に行いました中学生議会の中でもお話が出されました。その中学生の方の提案は、龍泉洞だけの観光ではなくて、町内にはいろいろな観光素材がありますよと、それらと連動した商品といいですか、プログラムをつくってはどうかということ、非常に参考になるものでございました。そこら辺を踏まえまして、まず町のほうで考えておりますのが、龍泉洞に来てみたくなる、散策してみたくなるというふうな施設にしていきたいなというふうなこと、あとは繰り返しになるかもしれませんが、龍泉洞だけではなくて園地も含めた、龍泉洞という目的で来た、主な

目的で来るのですけれども、それ以外にも第2の目的を持って来ていただけるような園地づくりにしていきたいなというふうに考えております。

あとは、それらも含めまして、今現在夜の観光、ナイトプログラムというのも検討しております。そして、いずれ関係者の皆さん集まってワークショップ、意見交換会をやっておりますので、幅広い意見を取り込んでいきたいというふうに考えております。

○議長（加藤久民君） 7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） いずれ町営化してから58年、間もなく60年といういろいろなケースとか体験とかも数々を経験したり、成功したものもあり、ちょっといまいちだったのもあるかと思えますので、そこら辺のところを検証しながらよりよいものにしていただきたいというところがございます。

そこで、次の質問は、委託先が旅行者だということなようですが、これは特定の旅行者なのか、それとも岩泉町の全般に係る、三鉄なんかも含めた形ですが、そういうふうな部分での選定になっているのかはいかがでしょうか。

○議長（加藤久民君） 馬場経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（馬場 修君） ご質問の業者の関係でございますけれども、今回の業者の指名に当たりましては、企画提案型ということで現在に至っております。その段階で、具体的な指名業者ですけれども、JTBさんとか、あとはクラブツーリズムなど4者を指名いたしまして、その中の1者、クラブツーリズムというところをお願いをしているという状況です。こちらの会社につきましては、旅行業、旅行観光及び自然に関する情報提供という業務をしております、特にも龍泉洞の現状、他の先進的事例の知見を有しているほか、構想策定後に誘客促進が期待できる業者ということで、実際に龍泉洞のほうにもお客さんを運んでいただいているという業者になりますので、力強い業者であり、あと連携することでさらに魅力ある園地づくりに努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（加藤久民君） 7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） わかりました。それで、4業者とも、JTBも含め、県北自動車にしても、この岩泉町によく観光客を連れてきている業者さんでもあるわけです。ですので、その中から1者だけ、クラブツーリズムさんだけが特定されたというふうなことで、今まで岩泉町に目を向け

とれていたJTBを初め、その人たちが龍泉洞から遠ざからないように、ぜひそれはケアをしていただきたいというふうに、これは意見でございますが。

次に、アンケート調査を実施したとあります。それで、このアンケート調査したときに、どうしても目線が、そのアンケートの内容を見て、ここは気がつかなかったなというふうなのが出てくるかと思うのですが、この内容について目をみはる部分、特に今後生かせるなというふうな案件がありましたらお示しをお願いします。

○議長（加藤久民君） 馬場経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（馬場 修君） ご答弁申し上げたアンケート調査でございますが、現在調査を実施をしているということで、今具体的な内容については触れることができませんので、あらかじめご了承くださいと思っております。いずれその内容にいたしましても、どちらからいらっしゃいましたかとか何を見ていらっしゃいましたかということからスタートして、今後の龍泉洞に足りないところとございますか、ここを変えればいいなというふうなものも含まれて、ぜひそういった観光客の皆さんの多くの意見を、満足していただいて帰っていただくような施設にしていきたいなというふうに考えております。

○議長（加藤久民君） 7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） ぜひそのアンケートがアンケートで終わるようなことではなくて、アンケートを見たり分析したり生かすというのもひとつこちらの発注先の大事な仕事でもあるかと思えますので、そこはひとつよろしくお願いをしたいと思えます。

それから、龍泉洞で気になるのは、一日当たり5,000人、6,000人来る、そういうハイシーズンであるにもかかわらず、どうも便宜性というか、龍泉洞そのものにも楽しみにして来るのでしょうけれども、観光客の人たちは地場産品にせよ何にせよ、地域独自の産直というか、そういうのも楽しみに来てくれるかと思うのですが、この出店に対する対応というか、呼びかけについてはどのようにしているのか。5月の連休、特にお盆のあたりですと結構なお客さんが来て、岩泉の特産品を期待をしながら来る観光客もおられるかと思うのですが、その対応についてお伺いします。

○議長（加藤久民君） 馬場経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（馬場 修君） 議員のほうからお話にありました時期によってお客様の数が違ってくるというのが大きな課題と私たちのほうでも捉えております。どうしても寒い時期、冬

期の部分につきましては、龍泉洞入り込み数がかくっと減ってしまうというのが現状があります。それを通年で来ていただけるような集客といたしますか、そういった方法も検討していくことでピックアップをしているところでございます。

あとは出店の関係でございますけれども、折々に、5月であればゴールデンウィーク、あと夏は7月に行いました。あと来月も予定をしております。あとはことしから新たな試みということで、四季折々の龍泉洞まつりということで地場製品の紹介をしていくということになっております。こちらのほうも来ていただいた方から喜んでいただいていると伺っております。あとは、うちのほうでもそれが新しいものができたら、それをどんどん取り入れながら、あと岩泉町だけの開催ではいろいろと厳しい部分もありますので、田野畑村、普代村、広域で取り組んでいくということで今後進めていきたいなというふうに思っております。

あとは個々の出店等、恒常的なものにつきましては、誘客対策協議会、関係者の皆さんと別な組織がありますが、そちらの中でもどういった店が喜ばれるのか、実際運営していけるのかということで検討していきたいというふうに考えております。

○議長（加藤久民君） 7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） あと龍泉洞の特徴なわけですけども、結局今異常気象で35度、37度というふうな全国的な天気もあったときに、この龍泉洞内の10度なり、前後というのは全くの別世界というか、物すごい魅力だと思うのです。このことについての発信と、岩泉町で2つぜひ発信してもらいたいと思うのは、その分と、あと天然記念物で指定されているのは龍泉洞だけではなくて、コウモリもあるわけです。ですので、ここの分についての温度とコウモリの関係をもう少し強く発信していくべきではないかというふうに考えますが、お考えをお伺いします。

○議長（加藤久民君） 馬場経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（馬場 修君） 龍泉洞の観光と天候、気温というのは連動しております。先月8月の入洞者数をちょっと例にとりたいと思いますが、8月で5万6,180人の方から来ていただいております。これは、暑さ、好天にも恵まれたことも暑かったこともありまして、前年を5,000人ほど上回っているという状況になっております。それらも受けまして、あとはお話しのありましたコウモリの関係も天然記念物に指定されているというのはそのとおりでございます。今旅行関係の、旅行に限らないと思いますけれども、動画による情報発信というのが非常に重要になっているというふうに伺っております。課の中でもその動画に取り組んでいる職員もおりますし、あ

とはどういうふうな龍泉洞を含めた町全体を、岩泉ってこんないいところだよということで町内外、全国の皆さん、世界の皆さんにご紹介していければというふうに考えております。

○議長（加藤久民君） 7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） ぜひこの龍泉洞があって当たり前というのから、60年でつつい私もなれてしまっているのですが、この旅行者も含めて新しい目線で、アンケートもそうですが、新しい魅力づくりなりということでの基本構想をぜひ実のあるものにしていただきたいというふうなことなので、いうつもりで若干微に入り細に入り担当課としても努めていただきながら、今年度中かかると言っていましたので、そこではいい成果品と次に向けてのことについてご期待をするということにしてご意見とさせていただきますが、次に産業バンクの件に移らせていただきますが、産業バンクについて、答弁は商工団体とかそういう関係なのですが、質問でもあるように第1次産業の方々の継承者というのも結構大きな町の問題ではないか、課題ではないかなと思っているわけですが、産業バンクについて前向きに検討としたときの検討内容についてお伺いをしたいのですが、どちらになるのか、お願いをします。

○議長（加藤久民君） それでは、三浦政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三浦英二君） 前回ご答弁を申し上げましたときには、その組織体制を整えるというよりは、既存の農協さんでありましたり、漁協さんでありましたり、商工会さん等々の業界の組織で順次窓口を設けている、あるいは私どものほうで設置をしたコーディネーター関係、そこにも情報を提供しながら、広く町内からも情報を募って開示、つなげていくというようなご答弁をさせていただいたところでございます。したがって、具体的に組織体制を整備をしてご用聞きをして歩いているというところまでは、そこまではまだ至っていないというような検討の状況でございます。

○議長（加藤久民君） 7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） 了解しました。答弁書の中にも商工団体とか、それから経営指導員等のお話もありました。私の頭にあったのは、第1次産業であります畜産、酪農、農家の方が高齢化によってどうしても事業を継承していくことが難しいというふうなことで第三者に譲渡というか、そういうふうなことがあったものですから、それが1件、それから直接には二升石にある木工関係者、こういうふうな人もせっかく整備したけれども、次はやる人がいないというような方、それから森林とか農地をたくさん抱えてはいるけれども、やはり子供が帰ってこないというふうな

ことで、これも次への継承が難しいと、承継が難しいというふうなことなものですから、力を入れてほしいところの一つには、農林水産課長になりますか、第1次産業部分の後継者対策の一つにもなるのか、そういうふうな部分での事業承継という点については担当課としてはどうお考えかお伺いします。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えいたします。

まず、畜産のほうの関係でございますけれども、先般事例等はございます。その中での動きが関係機関含めて国の支援、県の支援なりを総合的にまず情報整理して提供していくというスタンスで進んでございました。ということで、今回の事例についてはそういうふうな形でございましたけれども、第三者、新たな方が事業継承したいという件につきましては、新規就農情報として県全体でも宮古のエリアでも取り組んでございますけれども、具体的にそういった資産をどのように継承するかまで踏み込んだ内容については、それぞれのケースの場合において相談しながら対応していくという形に現状なっております。

あと農地とか森林についてでございますけれども、農地につきましては現在農地中間管理機構という機構がございます。そちらのほうで農地の管理がもう難しい所有者の方については、そちらに預けるなりしながら、第三者の方に賃貸をしていくという形で進んでいますし、森林につきましても現在森林所有者の意向の調査のための説明会を今後予定しております。新たな森林管理制度におきまして、どうしても遠方に住所があって、直接森林のほうを管理できない方については、そういった今度の制度を活用しながら管理のほうに結びつけていければいいなというふうに思っております。

後段のほうの後継者についてでございますけれども、これについてはいろんな対策的なものはまだ現状ございません。当課としましては、1次産業の現在所有している資産をどのような形で後継者につなげていくのかということをもっと重点に置きながら、例えば農地を集約化して効率的な作業をするなどする基盤の強化、そっちのほうのまず整備を進めなければ新たな就農者なり、そういったご案内ができないのかなというふうにも思っておりますので、当面はまず既存の基盤を強化する方向でまずは検討させていただきたいなというふうに思っております。

○議長（加藤久民君） 7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） ぜひよろしくお願ひしたいと思いますが、答弁書にもあるように全国的に

はもう6割に当たったり、70歳以上だと、それからそのうちの半分はもう後継者が未定だというふうな答弁書にもありました。ですので、せめて何かそういう問題に直面する、もしくは直面しそうなになったときにどこに相談をしたらいいのか、どこに行けばいいのかというあたりを役場の今観光であり農政であります、政策推進になるのか、特定したそういう問題についてはこちらにどうぞというふうな町民にわかりやすい場所というか、足を運びやすい、相談しやすいエリアが必要かと思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。どなたでしょうか、末村副町長でしょうか、よろしくお願いします。

○議長（加藤久民君） それでは、ご指名ですので、答弁させます。

末村副町長、どうぞ。

○副町長（末村祐子君） 答弁させていただきます。

ただいまのご指摘については、事業であれ、それから岩泉町が長い歴史とともに育てこられた1次産業、特にそれをいかに次世代につないでいくのかという点については、大変重要な点だというふうに認識をしております。日ごろからそれぞれの政策はもとよりですけれども、それぞれ事業者または民間の方々と近い顔が見える関係ができている課の皆様の方には、しっかり寄り添ってお支えをするようにということをお願いをしているところでございますけれども、今議員のご指摘のございましたわかりやすい窓口という点についても、1つに絞るほうがよいのか、逆に顔が見える関係ができているところにそれぞれにあるよということをしっかり町民の皆様にお伝えするほうがよいのか、しっかり検討をして前向きに取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（加藤久民君） 7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） ありがとうございます。ぜひ岩泉町の特別な環境として、岩泉に家があっても遠くにいて、親だけがいて、子供が帰ってきたらいいのか、それともどうしたらという不安定な要素を持っている状況も多いというふうなこと、それからそういうふうに全く手放すために、もうIターンの呼び込みをしたいというふうないろんな状況があると思いますので、そこら辺のところを総合的に対応してよりよい、黙っていれば5,000人になると、2025年5,000人台になるという人口を少しでも緩やかに、そして少しでも岩泉町に残っていただけるような施策を展開していただければということをご意見申し上げて、質問を終わります。

○議長（加藤久民君） これで7番、坂本昇君の質問を終わります。

次に、2番、畠山和英君、どうぞ。

〔2番 畠山和英君登壇〕

○2番（畠山和英君） 2番、畠山和英です。令和元年第3回岩泉町議会定例会に当たり、今後の町政運営課題の一端について質問を行います。

早速質問に入ります。まず初めに、台風災害の住宅再建についてお伺いします。

去る8月30日には、平成28年台風第10号豪雨災害犠牲者追悼慰霊式が開催されました。あの町内全域を襲った台風災害から3年の歳月がたちます。これまでの間、町ご当局におかれましては、台風禍からの復旧、復興に全力で取り組まれ、一步一步着実に進捗してきています。

台風災害からの復興の柱である被災者の住宅再建については、災害公営住宅9団地63戸や住宅移転地が完成し、応急仮設住宅から順次転居されるなど、暮らしの復興に向け前に歩み出しました。

そこで、今回整備された災害公営住宅の団地ごとの戸数と、その入居予定戸数、人数はどのようになっているのか。また、住宅移転地の分譲契約状況はどうなっているのかお伺いします。

次に、今後の町の教育のあり方についてお伺いします。

岩泉のまちづくりを担い、町の未来をつくっていく推進力は人であります。「人は人によりてのみ人となり得べし」との言葉があるように、地域づくりや地域社会が発展をするためには、教育、人材育成は町政の最も重要な柱であると考えます。

予想を上回る勢いで人口減少が進む本町において、未曾有の台風災害からの復興や、その先の町の振興、発展を図っていかなければなりません。この時代の厳しい変革期にあって、教育のあり方も問われています。

そこで、令和の新たな時代に対応した今後の岩泉の教育のあり方をどのように取り組もうとしているのか、教育長のご所見をお伺いします。

町では、学校教育基本方針の一つに、「郷土を知る・郷土に夢を馳せる・郷土を愛する人」を育てることを掲げ、施策を推進しています。このことは、本町教育の大きな課題である「学力の向上」はもとより、“町を育てる学力”を育むこと、自分の町の課題を知り、考える力をあわせ持つ「人づくり」をしていくことであろうかと思えます。

そこで、定住化に向けた観点を含め、教育長に質問をします。

1点目は、新しい学習指導要領への対応についてであります。

教育改革により、学校教育が変わります。来年度からは小学校、その翌年度からは中学校と、新しい指導要領がスタートします。小学校3、4年生では外国語活動を、5、6年生は教科としての外国語、さらにはプログラミング教育の必修化など、子供たちの学び方が進化し、学校教職員の役割がどんどん大きくなっていきます。

このような状況下で、移行に向けた教育課程の編成、教職員の研修など、教育委員会や学校現場での実施に向けた準備、取り組み状況はどのようになっているのか。また、小規模校が多い本町にあって、学校運営、教育活動はどのように変わっていく見通しなのかお伺いします。

2点目は、キャリア教育の推進についてであります。

教育委員会では、児童生徒の勤労観、職業観を育むために、中学校では職場体験活動などのキャリア教育を実施しています。地元への定着を促進する上で、誘致企業を初め、町内企業、事業所など町の産業を知り、触れる機会を設けることは大切なことでもあります。

生産人口がどんどん減少の一途をたどり、次代の担い手を育成する上でキャリア教育は学校教育の重要な施策の一つであります。現在の取り組み状況と今後の方向性についてお伺いします。

3点目は、新しい奨学金制度の導入についてであります。

国では、低所得世帯への支援、少子化に対処するため、給付型奨学金支給などを内容とする「高等教育の就学支援新制度」を創設し、来年度から学生への支援開始に向け採用手続を進めています。

本町において、定住化の促進、人手不足、雇用の確保は町の大きな課題であります。地元の企業や事業所への就職、若者の定住化を目的とした奨学金の支援制度を設ける時期にあると思われる。

そこで、町への定住促進を目的とし、奨学金の償還を免除するなど支援策を講じるべきではないかと考えますが、ご所見をお伺いします。

4点目は、高校生への学校給食の提供についてであります。

町では、町内唯一の高等学校である岩泉高校の生徒を確保するため、通学、寮費、大学進学への支援などを行っています。保護者からは、加えて高校生にも学校給食を実施できないかと求める声があります。

そこで、成長期にある高校生の食育を推進し、岩泉高校の存続に向けて魅力や特色を高めるた

めにも、学校給食を岩泉高校の生徒に広げて提供できないものでしょうか、ご所見をお伺いします。

5点目は、給食センター機能の拡充についてであります。

現在の給食センターは、建設から40年以上が経過し、新しい施設の建設時期に来ています。そこで、建設計画を立てる際には、学校給食センター機能に加えて、各世代の方々が安全で安心な食生活を送ることができるよう、高齢者などに給食を提供できる集中調理処理、いわゆるセントラルキッチンを整備できないかと考えますが、ご所見をお伺いします。

以上でございます。真摯なご答弁をお願いし、本席からの質問を終わります。

○議長（加藤久民君） 中居町長、答弁願います。どうぞ。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 2番、畠山和英議員のご質問にお答えをいたします。

まず初めに、災害公営住宅の団地ごとの戸数と入居予定戸数及び人数についてであります。議員ご案内のとおり9団地63戸の整備を行っており、被災者の方々が順次引っ越しを進めているところであります。

8月31日現在の状況を団地ごとに申し上げますと、上町第3団地は6戸整備をし、6戸入居、人数は18人、上町第4団地は6戸整備をし、6戸入居、人数は7人、三本松東団地は15戸整備をし、14戸入居、人数は18人、門町向団地は5戸整備をし、3戸入居、人数は3人、小川石畑第3団地は3戸整備をし、2戸が入居、人数は4人、裳綿団地は3戸整備をし、3戸入居、人数は5人、小本東団地は6戸整備をし、5戸入居、人数は5人、小本西団地は5戸整備をし、2戸入居、人数は5人、安家日向団地は14戸整備をし、13戸入居、人数は19人、合計で63戸整備をし、54戸が入居、合計人数は84人で、あきが9戸となっております。

次に、住宅移転地の分譲契約状況についてであります。5団地に26区画を整備をしており、8月31日現在で三本松西団地が15区画のうち7区画が契約予定、小川石畑第3団地が2区画で2区画とも契約済み、裳綿団地が1区画で契約予定なし、小本西団地が2区画で2区画とも契約済み、安家日向団地が6区画で6区画とも契約予定、合計で26区画のうち契約済みが4区画、契約予定が13区画、合計で17区画の分譲予定で、あきが9区画となっているところでございます。

以上で答弁を終わらせていただきます。

今後の町の教育のあり方につきましては、教育長から答弁を申し上げます。よろしくお願ひし

ます。

○議長（加藤久民君） それでは、三上教育長、答弁願います。どうぞ。

〔教育長 三上 潤君登壇〕

○教育長（三上 潤君） 今後の町の教育のあり方についてご答弁を申し上げます。

まず初めに、新たな令和という時代に対応した本町の教育のあり方、取り組みについてでございます。

議員ご指摘のとおり、グローバル化、情報化、少子化、そして高齢化、近年我が国は社会構造の大きな変革期を迎えており、このような時代にあつて「教育は人なり」と言われるように、教育、人材育成の重要性が増してきております。

平成から令和に年号はかわりましたが、本町教育振興の根底に流れる考えは変わることなく、他人への思いやり、共感、美しいものに素直に感動する心豊かな人間性、困難に立ち向かう意思や勇気、健康、体力等、心身両面のたくましさを持った町民を育てていくことが重要と考えております。

また、2度の大きな災害を経験した町だからこそ、災害を乗り越え、未来を創造していくために、ふるさと岩泉の復興、発展を担い得る子供たちを育成していくことが大切であると考えております。

今後もさらなる厳しい環境の変化が予想されるところでありますが、地域と一体となり、本町の教育を推進してまいりたいと思います。

次に、具体的項目として5点のご質問をいただいておりますので、順次ご答弁をさせていただきます。

まず、第1点目の新学習指導要領につきましては、小学校は令和2年度、中学校は令和3年度の完全実施に向け準備を進めているところでございますが、議員ご案内のとおり今回の指導要領改訂は10年ぶりとなっており、道徳の教科化、外国語活動の拡大、プログラミング教育の導入が実施をされます。

町といたしましても、県の専門研修会への積極的派遣、校内研修等による指導方法のレベルアップ、学習用のパソコンへの指導用教材の導入なども進めているところでありまして、今後も教職員の負担軽減に配慮し、また社会に開かれた学校運営を図るため、地域の皆様のご協力をいただきながら教育活動を展開してまいりたいと、そのように思っているところでございます。

次に、第2点目のキャリア教育への取り組みと今後の方向性についてであります。キャリア教育は小学校においては農業体験を行うなど、総合学習の中での総合生活力を育むための活動を進めており、また中学校では1学年において第1次産業を体験し、2学年においては町内事業所での職場体験活動を実施しております。本年度も町内事業所30カ所の協力をいただいております。

来年度からは、文部科学省の指導のもとに、仮称でございますが、キャリアパスポートという事業を開始する予定でございます。これは、各学校のキャリア教育で学んだこと、また感じたことなどを個人ごとに手帳にまとめる方式で、上の学年、学校に引き継いでいくというものでございます。このことによりまして、小学校、中学校、高等学校のキャリア教育が一貫したものになり、さらなる活動の充実が期待をされるところでございます。

今後も生きる力を育み、郷土をつくる人材を育成するため、キャリア教育の効果的な実施を研究、実践してまいりたいと思います。

第3点目の町への定住促進を目的とした奨学金制度についてでございますが、岩泉町奨学資金は、卒業後に貸付額に応じて6年から18年以内の期間にわたり返還いただく仕組みとなっております。現時点で貸付者は12人、返還者は28人、返還者の78%が町外に居住しております。

現在、これら卒業生が町へ定住する動機づけとなるような奨学金の返還免除の方法等について制度設計を進めているところでございます。

第4点目の岩泉高校への学校給食の給食拡充についてであります。町といたしましても、議員ご提言のとおり、さらなる高校支援策、食育の理解を深める上でも望ましいことと考えております。

これまで高校給食につきましては、現在の給食センターの施設規模等から困難と考えておりましたが、児童生徒数、また配食学校が減少してきておりました。施設規模として対応可能となってきたことから、現在クリアすべき課題を掘り起こしながら、実現に向け県教育委員会及び岩泉高校と具体的な協議を始めているところであり、早期実現に向け取り組んでまいりたいと、そのように思っております。

最後に、第5点目の新たな給食センターの機能拡充についてであります。現在は大規模改修の上、複数の学校に給食を提供する集中調理施設として運営しておりますが、議員ご案内のとおり現施設は老朽化が課題となっております。現在新しい給食センター建設候補地の選定に取り組

んでいるところであります。

議員ご提言の高齢者等、各世代への給食提供機能を兼ね備えたセントラルキッチン化につきましては、施設を有効に活用する方策の一つとは考えられますが、高齢者施設等の基準、あるいは高齢者の配食種類への対応等課題が多くあると、そのようにも考えられることから、整備計画立案の際には関係機関等と協議をする必要があると、そのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

以上で答弁を終わらせていただきます。

○議長（加藤久民君） 2番、再質問はございませんか。どうぞ。

○2番（畠山和英君） 台風災害から、災害公営住宅が整備され、分譲地が整備されました。被災者が暮らしの再建と申しましようか、復興に向けて歩み出すということかなと思えます。

そこで、今ご答弁、詳しいご丁寧なご答弁いただきましたが、そこでまず今あいているところが住宅のほうで9戸、まだ今のところ予定がないということでありまして、それから分譲地、宅地については、これも全体では9区画がまだ予定がないというご答弁でありました。そうしますと、今後どうなるのか、これについての被災者あるいはちょっと飛びますが、飛躍しますけれども、一般町民も入れるようにするのか含めて、今後はそれをどのようにあいているところはするお考えかご答弁いただければと思えます。

○議長（加藤久民君） それでは、答弁させます。

佐々木地域整備課長、どうぞ。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） あきの部分でございますが、災害公営住宅で9戸、宅地で9区画あきがございます。災害公営住宅につきましては、まだ仮設住宅のほうにお住みの方の被災者の方で、数名まだ住宅再建の意向が固まっていない方もございます。あと災害公営住宅につきましては、被災者の方で入居要件がある方が最後入られるまで、これはまず入居をしていただくということになります。災害公営住宅は、法的な部分でいいますと、公営住宅法の中で当該災害の被災者の方は3年間この方だけに限定されるということで、3年が過ぎますと法的に言えば許可を得た範囲で一般化できるということになっております。公営住宅につきましては、被災者の方の入居の見込みがある方、最後の1人まで、入居するまでまずは取り組むと、その後入居の方がないというめどがつかましたら、これは許可をとりながら一般化、一般の町営住宅と同じような考えで運用しようかなというふうにならざるは考えております。

あと分譲地につきましては、当初から町内の三本松地区につきましては、皆さんの意向を踏まえながら面積をいろいろ調整した結果、区画が当初から余るような形の整備にはなっておりまして。この区画につきましては、こちらも住宅再建のほうでいろいろ県の河川改修でも分譲地を探している方もおりますので、そちらのめどがついて、住宅再建の見込みが出たら、残った部分については定住用として分譲したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（加藤久民君） 2番、どうぞ。

○2番（畠山和英君） ご答弁ありがとうございます。住宅についても分譲地についてもそうですが、これが有効に活用されるよう、そうやるかと思えますけれども、よろしく願います。

今の応急仮設住宅は、そうしますと期限もあろうかと思えますけれども、今の人数とかそういう状況はどうなって、今後はどのようにそれを解消に向けていくのかお願いをします。

○議長（加藤久民君） それでは、答弁させます。

田鎖保健福祉課長、どうぞ。

○保健福祉課長（田鎖英明君） お答えいたします。

ただいま8月31日現在でございますが、71戸、131人の方が仮設住宅に入居されている状況でございます。今後におきましては、令和2年3月31日までが県の期間となっております、それをこのたび県要望で期間、令和2年4月以降も県のほうで住宅管理をお願いするというふうなことをお願い申し上げたところでございます。4月以降21戸、21世帯48人が今のところいろいろな理由がございまして、入居が延長するという内容となっております。住宅の建築業者が重複し、その建築業者がどうしても3月中に建てられないとか、河川の改修の土地に当たり、その後の新築する場所を見つけられないとか、そういった方々がおりまして、21世帯の方々がまだ延長を希望される予定となっております。県におきましては、集約化を図っていただいた上で、県管理というふうな考えもございましたが、その後事務的にこちらのほうも再度連絡等取り合いながら進めているところでございまして、町が各地区に仮設住宅を建設した経緯は、その土地を離れたくないという思いがあるということから、町としても基本的には各地区の集約はしながらも、1団地は残すというふうな考え方を今持っているところであります。小川、安家、小本、そして岩泉というふうなところで1団地ずつは少なくとも持って、そういった上で集約を図っていくというふう

な考えでございます。

以上でございます。

○議長（加藤久民君） 2番、どうぞ。

○2番（畠山和英君） ありがとうございます。21戸がまだ来年度以降もまだ残りそうだというところであります。被災者に寄り添ってと申しましょか、相談し、話し合いながら、この応急仮設住宅ができるだけ早く解消されるようにぜひご努力をお願いしたいというふうに思います。

それでは、次に今後の教育のあり方についてということに入りますというか、ここについてであります。前向きなご答弁でございまして、これを進めていただくというふうなことでありますので、再質問とかそういうことも準備もあつたのですけれども、いずれ進んでやっていると、最終的な給食センターのセントラルキッチン化についても整備計画立案の際には、課題はあるけれども、協議はしていくと、先のことであります、進めるということですので、どうぞ進めていただきたいというふうに思います。それで、再質問をやるというのに対してはないわけでありますので、よろしくをお願いします。

それで、2点だけ最後に教育長からお伺いして質問を終わります。1つは、新しい教育奨学金の免除の制度あるいは高校生の給食等の提供に関して、岩泉高校の振興を図るというふうなことでもあるわけです。今までのやっけてきているのにさらにこれが加われば、まだ今からの実施でありますけれども、加わればまたさらに岩泉高校と申しましょか、生徒確保含めて魅力が高まるというか、なっていくのかなと思います。

それで、一気にあれですが、高校の生徒確保、日本、国、全国的に見ますと、やっぱり同じような状況があるわけですので、そうした中で今は都会から、今までは地方から都会というふうなことが多いわけですが、都会から地方へということで進学をするという人がふえていることでの報道等があります。つまり中学生が地方の公立学校に進学をするというふうなことで、これは一部やっけているところもあるかと思ひますけれども、ただ県教委との関係あるいはこの制度を詰めていけばいろいろまだ時間もかかるかと思ひますけれども、この考え方としてやっぱり今すぐというわけではないのですが、やっぱり岩泉の置かれてるこの状況を見れば、岩泉高校を町の活性化にできるのではないかなと、こんなことも思ったりしまして、今これをここで取り上げました。教育長から、もしこの、突然の質問でありますので、これについてのご見解等、もし考え方等ありましたら、ご答弁いただければなと思ひます。

○議長（加藤久民君） それでは、三上教育長、どうぞ。

○教育長（三上 潤君） お答えをいたします。

ただいまの質問は、いわゆる学区を越えた高校への進学ということと受けておりますが、まさに今全国的にも魅力あるといいますか、特色ある高校づくりというのが進んでおります。県内でも隣の町ではそういったようなことも取り組んでいるわけですが、やっぱりこれからは国でも、それから県教委でもそういったようなところの学区の特認といいますか、認めることについては検討に入っておりますので、今後期の高校再編計画をやっておりまして、私どもも各市町村から首長と教育長が出席をしております。その中でもやはり再編計画の中でいろいろ特徴のある、魅力ある学校づくりのためにということで議論も出ております。岩泉高校を考えた場合には、やはり普通高校でございますので、やはり岩泉高校の魅力づくりと、そういった部分では一つの例とすれば郷土芸能の七頭舞が全国の大会等に出ている。やはりそれを求めて管内の学校からも来ているという実績、実態もあります。こういったようなところは、やはりしっかり情報発信をしながら、これは学区外での進学というのは今後相当の部分で緩和なりされていくものというふうに思っております。幸い岩泉高校は寮がございますので、やはりこの寮を有効活用しながら、これは高校のほうとも詰めていければなというふうに思っております。

また、岩泉高校では国公立、また私立の一部大学について入学金と、それから授業料の半額の支援ということで、これについては今年度宮古高校から岩泉高校へ転学するというふうなことも実績として出てきておりまして、やはりそれは大学進学を考えた場合に経済的な面、それから岩泉高校からでも国公立に進学できるというふうな実績をもとに、そういったような生徒たちもそれぞれ自分の進路を考えているのかなというふうにも思っております。いずれこれは県内のみならず、山村留学というふうな形もとっている学校もございますので、これは高校のほうとも十分に詰めながら、私どももやはり生徒の確保ということ、それから魅力ある学校づくりということと一緒に取り組んでまいりたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（加藤久民君） 2番、どうぞ。

○2番（畠山和英君） ありがとうございます。

最後に、もう一点教育長に伺います。ご答弁の中で、教育は人なりとの言葉がありました。まさにそのとおりだと思います。今ご質問しました新学習指導要領あるいはキャリア教育を取り上

げでの質問をしましたが、これらについてもやっぱり対応あるいは教育を進めるに当たっては、やっぱり教員、先生、この人にかかっているかなと思います。そこで、本町の地元の出身者が少ない学校の先生、教員が少ないわけであります。そうした中で、毎年人事異動等でいかにして優秀と申しませうか、先生を確保するという事は、教育長いろいろご苦勞をなされているのかなと推察します。それらを含めて、これら今後の岩泉の教育を、今申し上げたことを進めていく上でやっぱり先生にかかっているわけですから、ぜひこれらについて先生の確保と申しませうか、人事異動等の中でどうやっていくか、さらにご努力をお願いしたいなと思いますけれども、これについての教育長のご所見とかありましたら、ご答弁していただければなと思います。よろしくお願ひします。

○議長（加藤久民君） 三上教育長、どうぞ。

○教育長（三上 潤君） 学校の指導体制ということになろうかなというふうに思っております。

ご質問にもありました新しい学習指導要領の改訂によりまして、指導する教科もふえ、また時間数もふえております。そうした場合に、特にも小学校の先生方の指導については相当ご苦勞な部分があるのかなというふうに思っております。そういったときに英語の指導、それから道徳の指導、小規模の学校の先生が研修に出るとした場合、人数の限られた中での指導ということで、小規模校のような岩泉の学校の、複式を抱えた学校の先生方には相当苦勞をいただいているかなというふうに思っております。例年教職員の人事に関しましては、岩手県の教職員人事ではやはり沿岸、県北の経験を一度はするというふうな人事交流をしておりますが、そうすると若い年齢のうちに沿岸、県北を経験したいという先生方が結構ございます。そうすると、夫婦、子育ての時期とかそういったような時期で、本当にまさにエネルギーが詰まるといいますか、若いときに先生方から来ていただいておりますが、ただその中で、学校の組織の中で若い先生方を指導していただく先生、いわゆるミドルの先生方が不足しているという実態もございます。そういったようなことで、岩泉町の先生方は平均年齢は若い状況にございますが、やはり組織の中で指導していただきながら授業力を向上させていくというこの体制づくりに、どうしても人員配置で苦勞が毎年あるわけですが、そういったようなところからいきますとどうしても学校の統合というのは避けられないということで、県内各市町村で統合を進めながら一定規模の学校にしているという状況にもございます。ただ岩泉町の実態を見た場合には、どうしても子供たちの通学距離等から見て、なかなか難しいということで、英語等につきまして、それから他の特定の教科につつま

しては巡回での、いわゆる学校を巡回しての指導、今年度は英語については中学校を退職した専門の教員から小学校のほうに巡回で出向いてもらってALTと一緒にやる、やはり岩泉町独自の教員の配置ではどうしても賄えない部分に対応、そのような工夫をしながらやっていかざるを得ないのかなというふうにも思っています。

そういったことで、各学校には若い先生もおられる、そうすると産休の先生もあるというのもこれ実態でございます。このところのカバーが一番苦労しているところでございますけれども、いずれこれについては引き続き私どももフォローアップというような形もとっておりますが、教育委員会、町独自の支援をやっていかないと、一定の指導力の体制は確保できないというふうに思っております、これについてはこれからも引き続き取り組んでまいりたいというふうに思っています。

○議長（加藤久民君） 2番、どうぞ。

○2番（畠山和英君） ありがとうございます。

これで質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（加藤久民君） これで2番、畠山和英君の質問を終わります。

次に、4番、八重樫龍介君、どうぞ。

〔4番 八重樫龍介君登壇〕

○4番（八重樫龍介君） 4番、八重樫龍介です。通告に基づきまして、次の事項についてお尋ねします。

台風第10号豪雨災害からの復旧工事も、幹線道路などはようやく災害前の状態に戻りつつあります。そして、何より期待と不安が交錯しているとは思いますが、仮設住宅から災害公営住宅への転居、造成地の移転場所なども決まり、新しい環境での生活が始まります。

さて、災害からの復旧、復興が進む中、本町が抱えている諸課題の対応にも取り組まなければなりません。その一つに、地区にとっては大事ななりわいの核となり得る産直施設があります。

初めに、女性の方を対象に行われた議員と語る会でも取り上げられましたが、小本の愛土館について伺います。

愛土館は、平成29年9月にオープンしました。オープンの9月は2,530人の来館者数でしたが、その後は減少傾向となり、平成30年度の月平均は1,116人、最高が12月の1,713人、最低がことし1月の710人でした。現在の統計では、前年同月と比較して約1割強の減少が続いています。

愛土館では、誘客のため年4回のイベントを実施しており、12月には来館者が5割程度ふえています。減少の歯どめに至っていません。何よりも交流人口がふえるゴールデンウィークと関係人口が増す8月のお盆の来館者数がほとんどふえていない状況は危惧すべきであり、何らかの対応が必要と思われます。このまま対応を怠れば来館者の減少は続いていくものと考えられます。

そこで、誘客施策の一つとして、全国的に有名な宮城県閑上漁港で行われている「競り市」を取り入れることはできないでしょうか。これは、物産を普通に売りさばくのではなく、客参加型にして誘客を図っており、一般の人が参加できることから、開催日は大盛況を博しています。

幸いにも愛土館には十分なスペースがあり、設備への投資もほとんどかからず、小本浜漁協の協力を得ることができれば可能と思われます。愛土館が幹線道路から離れているデメリットを克服する上でも、この「競り市」を実施すべきと思いますが、町長の見解を伺います。

次に、安家地区の町政懇談会で話題になりました安家産直施設の今後の対応について伺います。

安家地区の住民は、産直施設の再建を希望しており、また行政からの人的支援を望んでいます。再建に当たっては、場所、施設の規模、食事のメニューなど、住民との意見交換及び検討が行われていると思います。

施設のあり方は、愛土館同様に客参加型のイベントや買い物など工夫を凝らした誘客が必要と考えます。行政からの人的支援を含め、熟慮断行することが必要と思われますが、産直施設の再建までの道程とともに、町長の見解を伺います。

以上でこの席からの質問を終わります。

○議長（加藤久民君） 中居町長、答弁願います。どうぞ。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 4番、八重樫龍介議員のご質問にお答えをいたします。

まず初めに、愛土館の誘客対策についてであります。本施設は平成29年9月に震災復興後の地域再生の拠点として小本地区民に期待をされてオープンをいたしました。運営につきましては、小本浜漁業協同組合へ指定管理により、復興支援員2名を配置しながら取り組んできたところがあります。

議員ご案内のとおり、オープン当初予想を上回っていた来場者数は、平成30年度に入ると減少傾向に転じてはいるものの、売り上げは113%と伸びているところであります。

来場者減少の要因の一つとして、平成30年3月21日の三陸沿岸道路田老岩泉間の開通による国

道45号の利用者の減少が考えられるところでありまして、観光客に立ち寄っていただくためにも、三陸沿岸道路岩泉龍泉洞インターチェンジから愛土館へ誘引する看板等を整備していく必要があると、このように考えております。

また、本年から年4回開催しております定期市においては、町内外からの集客効果が出ておりますが、年間の来客数を増加に転じるには、平常時の来客を高めることが必要ではないかと、このように分析をしております。

このような中でも、リピーターからは、おいしい、新鮮、安いといった評価をいただいております、町内のみならず近隣市町村からも利用していただいていることから、リピーターを伸ばしていくことが今後の来客数の増加や収益の増加につながるものと、このように考えております。

具体的には、仕入れる鮮魚の量をふやし、魅力を高めていくこと、そして町内の既存の移動販売事業者や町内外の産直施設等とも連携をした販売を構築していくことなどにより、三陸有数の漁場である須久洞や小本産鮮魚をアピールをしてまいりたいと考えております。

議員からご紹介のありました「競り市」の開催についてであります、愛土館では過去に開催した実績、経験もあり、指定管理者である小本浜漁業協同組合とも協議、連携をしながら対応してまいりたいと、このように考えております。

次に、安家産直施設の再建についてであります、平成29年8月9日に安家産直組合及び安家地域振興協議会から要望をいただいているところでもあります。

また、町政懇談会や先月開催をされました中学生議会におきましても、再建に向けた熱い思いを感じたところであり、安家産直施設が地域の復興と活性化には欠くことのできない施設であると改めて認識をしているところでもあります。

施設の再建に向けては、現在安家産直組合及び安家地域振興協議会において、販売する農産物や加工品等の内容、体験等の特色あるメニューの可能性、そして運営のあり方などを検討している段階にあり、これらの検討案をもとに地域内で議論を深め、地域住民の総意として取りまとめていくこととしているところでもあります。

議員ご指摘の再建に向けた人的支援についてであります、安家地域振興協議会で進めている検討案づくりや地域の話し合いへの参画などで支援をし、地域住民とともに知恵を出し合い、進めてまいりたいと考えております。

再建までの道のりにつきましては、これまで産直施設の運営を担ってこられた方も台風被害か

らの生活再建が済んでいないなど、落ちつきを取り戻せていない状況もありますが、安家川の河川改修工事や安家地区複合施設の完成の次に産直施設の再建が続くよう、組合が抱えている一つの課題解決にスケジュール感を持って、関係者が情報共有を図りながら地域内の議論をさらに深め、再建に向けて取り組んでまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げ、答弁とさせていただきます。よろしくようお願いを申し上げます。

○議長（加藤久民君） 4番、再質問はございませんか。どうぞ。

○4番（八重樫龍介君） どうもありがとうございます。ここで二、三、愛土館のほうについてはお伺いしたいと思っております。

この入館者数が減少している中で、売り上げが113%と伸びているこの要因について、まずお伺いします。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えいたします。

売り上げの増加の要因でございますけれども、外販部門と、内容については東京のほうへの卸しということで、出荷ということでの売り上げ増が結構ございますので、そちらのほうの要因でございます。

○議長（加藤久民君） 4番、どうぞ。

○4番（八重樫龍介君） では、愛土館の中での売り上げは余り伸びてはいないという、入館者数に比例しているということでよろしいわけですね。

それで、ここで過去開催した経過があると、このときの成果はどうだったのか、そしてなぜこれを現在行われていないのか、この2点をお伺いします。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えいたします。

過去に競り市を開催ということでの実績はあるようでございます。その際には、お伺いしたところによりますと、魚の値段あるいはその場でさばいていただきたいとか、そういったご要望が結構多々あったということで、取り組みに当たっての課題をもっと整理しながらという形でその際には実施してきたということでございます。

再開については、漁協さんのほうからも前向きに検討していく、実施していきたいということでお話しも頂戴してございますので、経験の中での課題をちょっと整理しながら、住民の皆様にも、

あるいは来客者の皆様へのサービス向上を含めて検討していきたいなと思ってございます。

○議長（加藤久民君） 4番、どうぞ。

○4番（八重樫龍介君） せっかくお客さんが集まるわけですから、さばいてもらいたいとか、あと工夫を凝らして買ったのを焼くとか、年4回イベントを行って、それから鮭まつりも行ってあります。ただ売るのではなく、焼くとか山田のカキではございませんが、蒸すとか、やはりそういう手法をしないとどんどん入館者数は減少していくものと私は思っております。

次に、大事なところですけども、この三陸沿岸道路が開通するとき、どうしてあわせて看板の設置を行わなかったのか。看板があると大分違うと思うのですけれども、まずこのところをお伺いします。看板の設置がなぜ行われていないのか。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） 看板につきましては、当初29年当時でございますけれども、三陸縦貫道のほうへの設置については、道の駅ではないと、三陸国道事務所さんが直轄ではないということで断念した経緯もございます。加えまして、国道455号線、あとは起点の45号線の設置については、最小限の対応ということで当時は様子を見ながらということで進めてございましたけれども、開通と同時に若干1割程度の来客数が減っている状況もございますので、昨年からはやっぱり看板の重要性をちょっと内部でも議論してございますので、そちらのほう国へ要望しながら、あるいは県とも連携しながら進めていきたいなと思ってございます。

○議長（加藤久民君） 4番、どうぞ。

○4番（八重樫龍介君） ぜひこの看板があるとないとでは多分来館者数を左右することは間違いないと思っております。平常時の来客を高めることが必要という分析もしておりますので、ぜひ看板につきましては今すぐにでもつけるべきだとは思っております。

それで、当初の目的にもあったように、小本地区の拠点となるべくして建てたわけですから、行政がもっと積極的にかかわっていくべきと私は思っております。

次に、安家の産直施設についてお伺いします。やはり工事が始まれば後戻りできないわけですから、今のうちから住民の人と議論して煮詰めて、それでもうやるとなったらば熟慮断行に徹すべきだと思っております。ただ、これをつくるまでに二、三年時間が要します。この間は、住民の熱が冷めないように、先進地の視察とか、そういうふうにしてやる気を出させる、そういうことは考えていないのか、まずお伺いします。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えします。

視察の件でございますけれども、組合内部でも視察のほうの重要性ということを認識してございまして、今年度計画しているというふうに向ってございます。町のほうもそれに参加させていただきながら進めてまいりたいなと思っております。

○議長（加藤久民君） 4番、どうぞ。

○4番（八重樫龍介君） ぜひたきつけるという言葉はあれですが、やる気を出させて、ぜひ成功のほうに導いていてもらいたいと思います。

今回安家産直を施工するに当たっての補助事業の種類ですけれども、補助によってはハードルが高くて地域住民にリスクというか、プレッシャーがかかるということも伺っておりますが、この産直施設をつくる補助事業の財源は何なのかをまずお伺いします。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えします。

補助事業、国庫の事業でございますけれども、現在はまだこれを充てるといった具体的なメニューは想定してはございません。加工施設、体験メニュー、食堂機能、その他等いろいろとメニューは国のほうでも準備してございますけれども、何々の条件もございまして、地域の皆さんがとにかく負担になってしまうとどうしても一歩重くなってしまうという状況もありますので、まずは国庫事業のメニューを提示するのではなくて、地域の皆さんが気軽に農産物をつくったり売ったり買ったり加工したりといったことができやすいものを話し合っていきたいなというふうにしてございます。

○議長（加藤久民君） 4番、どうぞ。

○4番（八重樫龍介君） ぜひ地域住民の負担が限りなく少ないやり方を頑張って探して充ててください。

最後に、この安家産直もですし、安家地区にとっても非常に大事と思われるのが氷渡洞の再開だと思っております。ちょうど去年の9月定例会で質問しましたが、この氷渡洞の今現状はどうなっているのか、調査等も行なって再開に向けていける状態なのかをお伺いします。

○議長（加藤久民君） 産直と関係あった。

○4番（八重樫龍介君） あります。

○議長（加藤久民君） それでは、答弁させます。

馬場経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（馬場 修君） それでは、氷渡洞の現状等についてお話をさせていただきます。

議員ご承知のとおり、平成22年の10月にいろんな事情がありまして、閉洞になって約10年が経過しようとしております。町の施設ということもありまして、入り口に扉等も設置をしておりますが、その扉等に異常がないか、あとは洞内で落石等がないか等を踏まえて、定期的な確認が必要だというふうなことで認識をしているところでございます。本年の部分ですと、1月に課の職員、あとは洞穴学の研究所の職員の方と現地のほうを確認をしているということになっております。

いずれ再開を見据えながら、あとは課題が結構ありまして、それらを一つ一つクリアしながら、一步ずつ着実に前に進んでいけるように頑張っていきたいと思っております。

○議長（加藤久民君） これで4番、八重樫龍介君の質問を終わります。

昼食のため午後1時まで休憩します。

休憩（午後 零時03分）

再開（午後 1時00分）

○議長（加藤久民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから休憩前に引き続き、日程第5、一般質問を再開します。

13番、野館泰喜君、どうぞ。

〔13番 野館泰喜君登壇〕

○13番（野館泰喜君） 13番、野館泰喜でございます。通告に基づきまして、一般質問を行います。

台風10号豪雨災害から丸3年が経過しました。中居町長がこの災害からの復旧復興を最優先課題と捉え、着実にその歩を進めていることに対しまして、心から敬意と感謝を申し上げます。

さて、復旧事業の進展とともに復旧後の本町を思うときに、人口減少の問題と相まって産業復興に目を向けなければなりません。特に1次産業の衰退が危惧される状況が各所に散見される今日、スピード感を持って対処する必要があると感じています。

そこで、本町の畜産・酪農における働き方改革に関連して質問をいたします。

本町の畜産・酪農家は、少子高齢化と時代にそぐわない働き方の影響で減少の一途をたどっています。現在の状況は、酪農においてはJA出荷戸数22戸、生産量は日量約10トンまで落ち込んでいます。畜産に目を向けると、繁殖で黒毛、短角合わせて99戸、肥育が7戸と106戸が頑張っていると認識しております。その130戸弱がほぼ年中無休の状態を堅持しているのであります。昨今の情勢は、あらゆる業種で「働き方改革」が浸透しつつあります。その世情に合わせて、せめて月に1日か2日の休みをとれる体制づくりは行政の責任ではないでしょうか。

現在は、緊急避難的な対応のためにJAのヘルパー制度が活用されています。しかし、その実態は、本町以外に田野畑、宮古を含めて1人のヘルパーで賄っているというものであります。生産乳量の減少に歯どめをかけ、畜産離れを抑止するためにも抜本的改革に着手するべきではないでしょうか。

そのために、まず130戸弱の農家に意向調査を実施して、現在の働き方と将来希望を把握すべきであります。そこから出てきた個々の希望休日日数を積算すれば、おのずと必要ヘルパー人数が出てきます。100%の整備ができなくとも、「働き方改革」の意図をもって体制整備をすれば若い方々に希望を持たせることができます。

そこで、より具体的に提言したいと思います。

まず、現在の体制は維持していきながら、別途本町単独で第三セクターに2人から3人のヘルパー要員を職員として雇い入れるべきであります。これは、岩泉ホールディングス株式会社か一般社団法人岩泉農業振興公社のどちらかになると思います。乳量確保、短角牛振興の観点から考えると前者でありますし、乳量確保にもつながる良質の牧草等、飼料確保の観点から考えると後者ということになります。いずれにしても、身分が保障された中で本町の畜産・酪農振興を支えるという生きがいを持てる形をつくるべきではないでしょうか。そのことが本町の畜産・酪農の減衰に歯どめをかける有効な施策となることは間違いありません。

畜産・酪農における働き方改革とその振興策について、特にヘルパー制度について町長の所見を伺います。

次に、地域おこし協力隊の拡充について伺います。

平成21年に総務省が創設したこの制度は、10年を経過しました。創設当初の受け入れ隊員数は全国で89人、31自治体だったものが、平成30年時点では5,359人、1,061自治体にまでふえており

ます。平成29年度の総務省調査では、その6割が定住に結びついているとしております。あくまでも全国平均の数字ですが、人口減少対策に効果のある制度だということは実証されているのではないのでしょうか。平成30年度特交ベースで町村の実態を見ますと、多いところは全国では北海道の東川町で38人、東北では宮城県の丸森町が23人、岩手県では雫石が14人となっています。それに対して本町は3人という実績であります。スタート時点から言われていることではありますが、明確に地域力の差があらわれる制度でもあります。

しかし、本町の地域力が劣っているとは思っていませんし、思いたくもありません。本町執行部の情熱、職員の資質、町民の内包した人間力を見ても、ポテンシャルは高いものがあると認識しております。それでも結果が結びついていない現状から脱却しなければなりません。その原因を追求し、果敢に挑戦していく気持ちを持ちながら、アプローチの方法を工夫し、変えていく必要があるのではないのでしょうか。

今年度も当初予算で17人の計画を立てています。半年が経過した現時点での実態は何人ですか。担当課は政策推進課ですが、募集希望は農林水産課が13人、経済観光交流課が2人、安家支所が2人となっています。計画達成のために、この半年間の募集活動は何をしてきたのか、それぞれの課ごとにお示してください。そして、残り半年間での計画達成のためにどのような方法でやっていくつもりなのかをお答えください。

この制度が人口減少対策に有効であることが実証されている現実に照らし、災害復旧後の本町の最大課題である人口減少問題に取り組むためにも、もっと積極的に精力的に挑戦していかなければなりません。忘れてならないのは、全国の市町村がこの制度を活用し、さらに増員を図っているという現実であります。その中で、本町への応募者を確保するというのは相当大変なことであります。それでもこの制度が有効なものであり、今後も続きそうだという観点から考えれば、より多くの応募者確保に向けて積極的に事業展開をしなければなりません。

そこで、一つの提案ではありますが、入り口として組織体制の再編が必要だと思っています。人口減少対策プロジェクトチームを編成し、全国の実業高校や専門学校、特に農林水産関係の学校を対象に動画を送るとかプレゼン活動を展開するとか、次の時代の若者に地域おこし協力隊の実態と本町の魅力をすり込んでいく活動が有効ではないのでしょうか。若い世代の脳裏に進路の選択肢の一つとして入るのではないのでしょうか。

人口減少対策と産業振興に有効なこの制度をどのようにお考えなのか、町長のご所見を伺いま

す。

以上で本席からの質問を終わります。

○議長（加藤久民君） 中居町長、答弁をお願いします。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 13番、野舘泰喜議員のご質問にお答えをいたします。

町の基幹産業でもあり、歴史を持つ畜産酪農の担い手が減少していることにつきましては、議員ご指摘のとおりであり、町も同様に重大な問題として認識をしているところであります。

ご質問のありましたヘルパーにつきましては、宮古・下閉伊地区酪農ヘルパー利用組合が、本町を含め、宮古市、山田町、田野畑村の広域的な組織として平成4年より稼働しております。

本組合は、地域の酪農家により設立され、現在の組合員数は26人であり、本町の組合員数は18人と約7割を占めております。平成30年度の出役実績は387回で、その9割が本町酪農家への出役で、組合員当たりの1カ月平均利用回数は1.2回となっている状況と伺っております。

議員ご指摘の働き方を改善するための方策につきましては、作業の省力化とヘルパー対策の2本立ての対応が必要であると考えております。

町が第三セクターでヘルパー事業を立ち上げてはどうかとの議員ご提言につきましては、既存の宮古・下閉伊地区酪農ヘルパー利用組合が組合員総意のもとで活動しておりますので、町が単独で事業実施をする前に、まずは既存組合の十分な議論と改善改革が必要不可欠ではないかと考えているところでありますので、町でも積極的に議論の場に参加をさせていただき、支援策を検討してまいりたいと、このように考えているところであります。

本町では、これまでも経営の効率化を図る観点で、ホルスタイン種の預託育成や飼料作物の収穫作業受託に取り組んできており、農家の労働力負担軽減に結びついているものと考えておりますが、議員からご提言を賜りました意向調査につきましては、肉用牛農家を含めた町全体の実態等の把握、そして今後の畜産振興策への反映のためにも重要でありますことから、早急に着手してまいりたいと考えております。

労働力の軽減、家族休暇等を確保する体制整備が、既存農家のみならず、新たな担い手の確保に結びつくとの認識は議員と同様でありますことから、必要に応じて農協へ要請するなど連携を深めてまいりますので、ご理解を賜りたく存じます。

次に、地域おこし協力隊の拡充についてであります。ご案内のとおりこの制度は平成21年度

から始まっており、本町におきまして本格的に取り組み始めましたのは平成29年度からで、それまでは東日本大震災に係る復興支援員制度をいち早く導入をし、これまで18人の雇用を図ってまいったところであります。

ご質問のありました現時点での地域おこし協力隊の受け入れ人数は、昨年度からの更新が3人、本年度の新規委嘱が2人となっております。

具体的な募集活動といたしましては、本年、年明けから春先にかけて、各種募集イベントへの参加、募集セミナーの開催、またワサビ関係、森林関連事業について明確に情報発信するため、農業・林業関係の全国業界紙に広告を掲載するとともに、SNSを駆使した募集活動など幅広く展開をしております。

この間、一定数の問い合わせはあったものの、決定まで結びつかない事例もあったことから、新たに2泊3日以上以上の現場体験を通して、よりご理解をいただくためのおためしプログラム事業を始めたところでございます。まさに8月から着任しておりますワサビ関係の地域おこし協力隊の1人が当該プログラムの体験により決断をしていただいたものと、このように認識をしております。

9月には、観光事業関係で問い合わせのありました方につきまして、担当課が中心となり、個別のプログラムを作成をし、お迎えすることとしており、最終決定へのしっかりとした後押しができるよう精力的に取り組む所存であります。

一連の募集活動につきましては、それぞれの担当課が個別に実施するのではなく、政策推進課が町全体の窓口となり、担当課と連携をとりながら一体的に取り進めることが効率的であるとの判断から窓口を一本化したものであり、現在も各課横断し、プロジェクトチーム的に募集から受け入れまでをお互いに情報共有しながら進めておりますが、よりポイントを絞ったアプローチができるよう工夫を凝らしていきたいと存じます。

議員ご案内のとおり、当該制度は年々拡充をし、全国における募集活動も熾烈をきわめておりますが、議員ご提言の関係教育機関を初めとした次代の若者に本町の魅力をすり込んでいくような取り組みも検討してまいりたいと存じております。そして、年内には首都圏で森林関係に特化したセミナー形式でのイベントを、また県内では食を通して本町を知っていただくイベントを開催する予定であります。

いずれにいたしましても、当該制度はワサビの生産拡大や観光事業の強化など、本町産業振興

施策の推進に資すると認識をしておりますので、本年度の計画としております17人の隊員を確保できますよう、これからも引き続き積極的に取り組んでまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（加藤久民君） 13番、再質問はございませんか。どうぞ。

○13番（野館泰喜君） 前向きなご答弁だと解釈しております。その中で、最初のヘルパーに関して、やはりここでも現在の既存の組合である農協主導によるヘルパー制度を、どうしても農協の協力がなければとかというふうな意味合いに感じてしまいます。その現在のヘルパー利用組合は、例えば隣の葛巻町もヘルパー利用組合です。聞いているところによると13人いらっしゃる。本町の場合には、宮古、田野畑、岩泉、山田、全部合わせて1人です。そして、最近の流れを見てみますと、大きいところはどんどん大きくなる、小さいところはどんどん小さくなる、やがては消えてなくなる、こういう傾向があるかと思えます。したがって、この利用組合に依存したヘルパーそのものを堅持している限り、岩泉町の酪農は限りなく先細りになると思えますが、その辺の認識についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えいたします。

ヘルパーの組合については、先ほどご答弁申し上げたとおり、広域の組合で当町はその中の一自治体として動いてございます。事務局のほうは農協内にはございますけれども、この組合については酪農家の皆さんが設立した組合でございます。その事務をとっているのが農協という形になっておりますので、まずはそのやっぱり組合の皆さん、組合の中の酪農家の皆さんが今後どのように、みずからの組合をどう持っていくのか、そこら辺のやっぱり議論のほうが大切ではないかなと、先決ではないかなというふうにご考えてございます。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） 答弁からは、酪農家のみで利用しているというふうに伺いますが、畜産農家でも非常事態等はあると思えますが、現状どのように対応しているのか、そして畜産農家ではヘルパーの需要はないのか、その点はいかがでしょう。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） まず、畜産農家、肉用牛の農家のほうの要望についてお答えい

たします。

農協のほうに要請があった、問い合わせがあったというのは、これまでに1件しかなかったというふうに向ってございます。

現状どのようという中身ですけれども、畜産の肉用牛の農家におきましては、近所の経験のある畜産農家の方や同業者の方に声をかけて対応する場合がほとんどというふうに向ってございます。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） 冒頭触れましたように、今社会の流れは急速に働き方改革という言葉があたり見られます。その状況の中で、現状畜産農家はそういう形でやっていると。そして、酪農家においては月平均1.2人と、つまり1.2日の休みというふうに向って解釈できると思いますが、その状態で将来があると思いますか。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） 将来につきましては、明確に答弁はちょっと私もできないですけれども、これからの畜産の労働関係、これからの新規就農なりさまざまな面を考えるとすれば、やはり何らかの万全な体制は必要だろうという認識は向ってございます。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） ありがとうございます。本町では、6次産業化のモデルとして岩泉ホールディングスがありますが、現在岩泉ホールディングスの必要原料乳の確保についてどのようにお考えなのかをお聞きしたいと思います。現実の問題として、表示が岩手県産という表示になっております。そうすると、それで構わないということであれば、町内生産量が仮にゼロになったとしても製品そのものには直接問題はないと思いますが、町内生産乳量の確保についてどの程度の逼迫性を感じているのかをお答えください。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えします。

ご質問の生乳の原料の逼迫度合いについてでございますけれども、平成30年度のデータでございますけれども、ホールディングスで必要とした原料乳につきましては年間3,200トンでございます。町内の酪農産、農協の出荷で生産されている生乳生産量は約3,600トンということで、原料自体の年間生産量については充足をされているような数字ではございますけれども、現状として

乳製品の需要期である7月、8月あるいは12月のそういった特定の月につきましては、やはり現状の町内の原乳だけでは加工に間に合わない日が出てくるということで、その表示を県内産と、そのためにしているというふうに向ってございます。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） 先ほど申し上げましたように、岩泉町として6次産業化のモデルとしてやってきている中で、かつて岩泉町産生乳という表示があったものが今岩手県産に変えられています。変えざるを得ない状況にあるから変えているわけです。これは、岩泉産生乳の表示を取り戻すという意識はないのでしょうか。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えします。

ホールディングスの経営者の皆さんの判断になろうかと思えますけれども、行政として畜産担当の者としてこれからのことを考えると、やはり町内酪農家の皆さんの所得を向上させる、生産性を高める、基盤を整備する、そういった取り組みは町としても当然必要と考えていましたので、その中で生産量を増大させていくということでご理解のほうをお願いしたいと思えます。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） それでは、関連しますが、かつて長期計画の中で大規模牧場の構想があったかと思いますが、現時点でこの方向性についての結論は出ているのでしょうか。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えします。

これまでも財政的にメガファーム、大規模酪農家の牧場の整備については厳しいということでお伝え申し上げてございました。その中で、やはり個々の農家の育成のほうが重要であると、大規模牧場の整備に当たっては20億円を超える整備事業費になりますし、他事業の影響も当然大きい状況になってきます。その中で畜産振興、酪農振興の施策の事業についても、やはり当然厳しい状況にもなってきますので、それよりもやはり既存の酪農家の体質強化、こちらのほうが真に求める事業ではないのかなというふうに向ってございますので、大規模牧場につきましては施策を転換の上、個別のほうの振興のほうにシフトさせていただきたいなというふうに向ってございます。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） ただいまの答弁は、本町の財政状況を鑑みればいたし方ない方向であろうかなというふうに私も認識しております。そうすると、その中でただいま答弁がありました既存の酪農家のボアアップ、そのことについて何ら手だてが見られないのでありますが、お考えがあればお示してください。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） ご質問の内容についてでございますけれども、酪農の振興につきましてはいろんな手だてをこれまでもしてきました。町が直接というよりも、農業振興公社を通じまして粗飼料の供給あるいは作業受委託、いわゆるコントラ事業でございますけれども、あとは預託育成の経営等というふうに行政的にもかなり相当数の支援をしてございます。これによりまして、畜産酪農家の皆さんにおかれましては相当数の経営が維持できているものというふうに思っております。

さらに今後のことについてでございますけれども、やはり基盤の整備、経営基盤の整備というのは当然必要だなというふうに思っておりますし、あとは個体1頭当たりの乳量を当然上げていく、全国都道府県レベルで見ますとまだ低い位置にある当町にとっては、そこら辺の底上げがまだ可能な状況でございます。それを図る上でも、検定事業なり、あるいは飼料の改善、コントラ事業のほかに共同作業を加えたみずからミックス、まぜ餌、そういったものをつくるとか、そういう事業展開を酪農家の皆さんとともに考えながら、個体乳量を上げて経営安定を図っていくという方策のほうがいいのではないかなというふうに思っております。これらにつきまして、次のまちづくり計画のほうの現在議論中でございますけれども、そちらのほうにのせていければいいかなというふうに思っております。内部でも検討してございます。

以上です。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） 今の答弁で、粗飼料確保の観点から、どうしても狭いところが点在する本町においては、農地中間管理機構の集約をもってしても非常に厳しいところがあります。そこで、早坂であるとか、そういった町有地の大規模草地を民間に貸し出す気持ちはありませんか。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） 議員ご指摘のとおり、町内畜産農家の皆さんの草地基盤については、農地の形状が中山間地域の特性、地形上、どうしても狭くならざるを得ない、効率的に作

業できないという状況がございます。そういった中で、今後後継者を育成したり新規就農を募集していく上で基盤というのはやはり重要な事項だろうと思っております。

ご質問の早坂等の町有地でございますけれども、町有地につきましては現在農業振興公社の採草部門の利用と、もう一つは新しいわて農協さんのほうに今貸してございまして、肉用牛の放牧のほうに利用していただいているところでございます。条件的には、採草に適した条件でございますので、今後将来5年、10年先を見据えた中で、粗飼料の供給、農業公社ですけれども、供給がどのように変化していくのか、あるいは今後担い手となる育成の強化を図る観点でこういったスタイルがいいのかというのは今後関係機関とも農協とも相談しながら、協議しながら、まずは検討させていただきたいなというふうには思っております。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） ここ数年の動向として、ワサビに対する取り組みは非常に頑張っているように個人的に私の目には映っております。ただ、牛に対して目ぼしい気がしております。ここでワサビの生産高、それから酪農の生産高、それから短角の生産高、黒毛の生産高、それぞれ金額ベースでお答えいただけますか。

○議長（加藤久民君） ヘルパーとは関係あります。

○13番（野館泰喜君） あります。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えします。

当課で捉えております推計値になりますけれども、ワサビについては1億3,000万円ほどになります。生乳のほうですけれども、農協出荷、農協以外の出荷含めて、これはあくまで推計になりますけれども、約7億円、農協のほうの出荷については4億円程度というふうに捉えてございます。肉用牛につきましては、短角と黒合わせて約6億円から7億円の間の販売高、これは繁殖の子牛から肥育の販売まで含めた数字になります。あとはそのほかに乳用牛の個体販売もありますけれども、こちらについては約1億ちょっとぐらいかなというふうに当課では推計してございます。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） 今の数字でわかるとおり、ワサビは1億3,000万円、それで酪農は乳用牛等含めると8億円、これだけの差がありながら、しかも衰退してきてこの数字なのです。したがっ

て、もう少し牛に対する振興意識を強く持たなければならないと思いますが、そのことについての今後の方向性について伺いたいと思います。

それとあわせて、午前中の質問の中で事業承継の問題がありました。この酪農畜産においては、まさにこの事業承継の問題がますます降りかかっている問題であります。そのことを将来の岩泉町の畜産酪農振興とあわせてお答えいただきたいと思います。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） 将来にわたる畜産酪農振興についてでございますけれども、まずこれまで現状のワサビの取り組みについてご質問ありましたので、お答えさせていただきます。

ワサビについては、日本一の生産量と、畑ワサビの生産量ということで産地として育成できている状況でございますし、ワサビの就農するに当たって、当然林地を活用しますし、あるいは県の事業なり町の単独事業を活用しながら就農しやすい状況を今つくってございます。そういった地域の特性を生かした事業展開をすることで新たな担い手をつくっていきこうという戦略で今事業展開してございます。

一方で、畜産酪農の振興については、これまで震災関係あるいは台風関係でいろいろと事業の縮小としてはありましたけれども、加えて国際情勢等の飼料の高どまり関係もございまして、乳価のここ10年間で10円以上上がってございます。酪農家の皆さんにおかれましても、そういった乳価の上昇によりまして経営も安定してきている状況に加えて、個体販売も今順調にあるということで経営的には現在のコントラ事業なり預託育成事業を充実していくほうが下支えになっているだろうというふうには考えてございます。

ですが、今後につきましては、新規就農をにらんだ基盤整備なり既存の農家の後継者の創出、それらを考えますとまだまだ他市町村とは見劣りするような状況もありますので、そこら辺の強化をしていかなければならないというふうに考えてございます。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） 農林水産課、最後に、今年度は地域おこし協力隊をワサビと森林関係で9名を希望しておるわけですが、来年度地域おこし協力隊の募集を畜産酪農関係でするつもりはありますか。ことしの一般質問の中で申し上げました宮城県丸森町のホームページを見ますと、牛飼い男子、牛飼い女子募集中というのがどんと出てきます。そういうおつもりはあるかどうか。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えします。

地域おこし協力隊については、現状の項目にとらわれず柔軟に対応していきたいというふうに内部でも意思決定をして進めてきてございますので、酪農関係の事業なり、その他必要とする部門については内容を吟味しながら盛り込んでいきたいなというふうに思っております。新年度に限らず、今年度でも動ける分については動いてまいりたいなというふうに思っております。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） それでは、地域おこし協力隊について伺います。これまで18人の雇用ということですが、定住率は何%ですか。

○議長（加藤久民君） それでは、三浦政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三浦英二君） 6人でございます。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） いろいろ取り組みをなされてきておりますが、2019年の雫石町の取り組みを見ますと、転入者応援カフェ、移住促進イベント、サラリーマン移住セミナー、移住体験交流ツアー等10回程度のイベントを開催しております。本町の取り組み方は足りないのではないのでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（加藤久民君） 三浦政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三浦英二君） ご指摘の面もあるかとは存じますけれども、本町でも本格的に取り組み始めましたのは、先ほどご答弁申し上げたとおり29年度からということございまして、これからどんどんこれまでの実績等踏まえながら、また拡大をしていきたいなというふうに思っております。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） その中でSNSが非常に有効に機能しているようであります。ただし、これはもろ刃の剣の部分がありまして、ご承知かと思いますが、長崎市の職員に対するネガティブな情報が数多くSNS上に載っております。これは、逆に移住者、地域おこし協力隊員のSNSが非常に有効であるという観点から、本町における移住者並びに地域おこし協力隊員に対して積極的な情報発信を依頼するとか、そういうことはなされているのでしょうか。

○議長（加藤久民君） 三浦政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三浦英二君） 私ども担当のほうから、現在お見えになっております方々にそう

いったものを流してくださいというようなことは積極的にはお願いはしておりませんが、本町のところでは今のところコーディネーターが中心となりまして、発信をしているという状況でございます。議員の先ほどのご指摘の部分もかなり私どももナーバスになっている部分もありますので、そういったネガティブなイメージを持たれないようにということを前提にしながら取り組みをしているということでございます。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） 本当につながらない答弁で、ありがとうございます。どうすればこの募集をふやしていけるかというのは非常に大きな問題だと思います。というのは、制度ができて当初から地域格差が必ず出るよと言われてきた制度であります。そして、先行しているところは、先ほど言ったSNSが非常に情報量として多く出ております。したがって、ますますふえると。しかし、出してくれたところは、言葉が適切かどうかわかりませんが、なかなか回ってこない、貧乏くじを引いてしまうと、これをどうやって乗り越えるかというのは、普通の努力では私は無理だと思います。したがって、本気になってやるのが、先ほど18人の中で6人、33%の定住率と。しかし、全国では90%を超えている定住率を出しているところもあります。平均で60%が出されております。これは、本当に30人呼んでくれば20人岩泉町に残るよという数字であります。どうかこの現実を鑑みて努力の方法をコーディネーター依存ではなく、もっと広い視野に立った方策を打ち出すべきだと思いますが、課長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（加藤久民君） 三浦政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三浦英二君） ご指摘のとおりだというふうに私どもも認識をしておるわけですが、先ほど私が申し上げました18人中6人といいますのは、町長が最初に答弁をいたしました復興支援員制度、これによって18人今までいらして、今町内にいらっしゃる方が6人ということでございます。地域おこし協力隊につきましては、今のところ5名の実績を上げていると。私どもの認識といたしましては、この5名の方は恐らく3年経過した後もいていただけるのではないかなというふうに踏んでいるところでございます。

議員ご指摘のとおり、全国では1,000以上の市町村が地域おこし協力隊を募集をまさにしているわけございまして、ご指摘のとおり四十数人から2人、3人、1人のところまで差がついているのもそのとおりでございます。したがって、この1,000以上の市町村の中から我が岩泉町が一つ頭を抜け出す、これは熾烈をきわめることでありますので、いずれにおきましても私どもも

手をこまねいては当然おりませんでして、何か新しいこと、目立つことというふうにも工夫をして現在進行形で進めております。いずれこれは積極的に拡大をしながら展開をしていくということ以外に今のところ明確な方針は申し上げられないということでございます。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） ご答弁ありがとうございました。

期待を持って、質問を終わります。

○議長（加藤久民君） これで13番、野館泰喜君の質問を終わります。

次に、5番、三田地久志君、どうぞ。

〔5番 三田地久志君登壇〕

○5番（三田地久志君） 5番、三田地久志でございます。通告に基づきまして、質問をいたします。趣意のみ取りいただき、明確な答弁をお願いいたします。

第三セクターの今後についてでございますが、早速ではございますが、過日産業常任委員会で第三セクターの役員と意見交換をさせていただいたところですが、3社ともそれぞれ課題を抱えているようでありました。会社で解決できること、行政がかかわる中でしか解決できないこともあると感じました。

原点に戻って第三セクターの設置理由は何であったか。大きく言えば、答えは地域課題の解決であります。雇用の創出、1次産業の振興、交流人口の増大などなどがあつたはずですが。

過日の聞き取りでは、岩泉総合観光では施設の老朽化、岩泉きのこ産業では製造過程における競争の激化による売り上げ不振と施設の老朽化、岩泉ホールディングスでは「龍泉洞の水」の売り上げ不振と施設の老朽化などの課題を挙げておりました。

このような課題については、取締役会及び行政では共有できているのでしょうか。意見交換の中では、少々不安を感じざるを得なかったことも事実であります。

第三セクターは、基本的には行政がなし得ない営利部門を実行するものであります。

かつて「龍泉洞の水」の売り上げは10億円規模であつたと記憶しておりますが、現在では産業開発事業部全体でも直近の決算で6億円強の売り上げまで落ち込んでいます。

以前、売り上げを伸ばす方法として、岩手アライさんに協力をいただき、東南アジアへ輸出してはどうかと一般質問をした経緯がありますが、発注ロットが多いことや水の充填施設の老朽化などにより断念したと伺いました。

国内での競争が厳しいのであれば、輸出をするべきではないか、あわせてペットボトル工場も自社で整備すべきではないかという提案は私だけではなく数人がしているのも事実であります。

また、同僚議員がウォーターサーバーで「龍泉洞の水」を提供すべきではないかと提案をしたこともあります。

そこで、少子高齢化の波に押し潰されないように、人口減少で2040年度にシミュレーションどおりの人口にならないためにも、台風災害で町の基金が減少し、新たな投資ができないというあきらめではなく、就労の場の確保がまずは必要であります。果敢に挑戦し、町民に夢を与えることも必要ではないかと思いますが、第三セクターの今後について町長の見解を伺います。

次に、岩泉高校の生徒確保策についてでございます。

この質問についても、以前に公設民営塾を設置しないか質問をしたところ、「他に追随しない形で独自の対策を考える」との答弁でありましたが、その後の検討状況を伺います。

このまま岩泉高校以外の進学が続くようであれば、高校の閉校ということもあり得ます。そうならないためには、行政が関与し、例えば岩泉高校から難関大学へ進学できるような環境を整備すること、あるいは高校生が起業できるようなカリキュラムを授業時間以外に提供できないものかと考えます。

現在、岩泉高校生が行っている「K I Z U K Iプロジェクト」を発展、進化させ、岩泉の課題をビジネスで解決していくことで、起業に関して高校生のうちから考える力をつけてもらうように支援をしていくことも必要ではないかと思えます。

いずれにしても、特化した考え方ではありますが、町としての思いを県や高校と共有し、課題である岩泉高校の生徒の確保に町が支援することを望むものでありますが、その確保策について教育長の考えを伺います。

以上で本席からの質問を終わります。

○議長（加藤久民君） 中居町長、答弁をお願いします。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 5番、三田地久志議員のご質問にお答えをいたします。

第三セクターの今後についてであります。第三セクターは公共性と企業性を持ち合わせ、地域において住民の暮らしを支える事業を行う重要な役割を担っております。

人口減少、少子高齢化が進み、インフラの老朽化等を初めとする現下の社会経済情勢におきま

しては、民間企業の立地が期待できない地域における産業の振興や雇用の確保等が強く期待されているところであり、第三セクターはそれを実現するための有効な手法となるものと考えております。

グループ会社を含む本町第三セクターは、300人もの従業員を抱え、誘致企業とともに町内に大きな雇用の場を確保し、6次産業化の実践などを初めとし、まさに行政目的達成のための大きな原動力であり、町民の皆様にも広くご認識をいただいているものと思っております。

一方では、経営が著しく悪化した場合に、将来的に多額の財政負担が生じ、町の財政に深刻な影響を及ぼすことが懸念されますことから、その経営には徹底的な効率化、経営健全化が大変重要であることは議員と認識を一にするものであります。

議員ご指摘の施設の老朽化、製品の売り上げ不振等の課題につきましては、それぞれの会社の取締役会や幹部会議において、またグループ全体では取締役会における議論を通じて情報を共有しながら危機管理意識を持ち、その時々の方策を練っているところであります。

「龍泉洞の水」関連事業につきましても、本町全体のブランド戦略の根幹をなすものでありますことから、これの立て直しは必要不可欠と認識をしておりますので、引き続きその可能性について追求をしまいたいと、このように考えております。

また、「龍泉洞の炭酸水」の発売、さらには「龍泉洞コーヒー」のデザインのリニューアル化など果敢に挑戦しており、特にも「龍泉洞の化粧水」を初めとする、ヨーグルトに次ぐ第2、第3の主力商品をつくり上げ、十分な利益を確保しながら、財務基盤の強化を図るべく、町も一体となって取り組んでまいりたいと、このように考えております。

以上で答弁を終わります。

岩泉高校の生徒確保につきましては、教育長から答弁を申し上げます。

どうかよろしく申し上げます。

○議長（加藤久民君） それでは、三上教育長、答弁願います。どうぞ。

〔教育長 三上 潤君登壇〕

○教育長（三上 潤君） 岩泉高校の生徒確保についてご答弁を申し上げます。

岩泉高等学校の生徒確保についてであります。地元の高校としてなれ親しんだ場所で学習を継続できる環境を将来にわたって持続していくために、町といたしましても同校の魅力を高める支援に積極的に取り組んでまいりました。

これまでも岩泉高等学校におきましては、生徒の進路希望に即したきめ細かなコース別指導により進路志望実現を組織的に取り組んできたところであります。

現在、ご質問の公営塾とは異なるものではあります。進学コースの生徒は、放課後にサテライト授業として中央の著明な進学塾講師の動画による授業を導入するなどの新たな取り組みも実施しておりまして、平成30年度末の卒業生のうち国公立大学に進学した者は9名という実績を残しております。

県内におきましても、地元の高校存続のためのさまざまな取り組みが進められておりますが、本町の岩泉高等学校としての特色の一つが地域課題探求学修「K I Z U K Iプロジェクト」であると考えておりまして、これをさらに進化させるとともに、ドリームサポート事業の再構築など検討してまいりたいと、そのように考えております。

いずれにいたしましても、これまで取り組んでまいりました岩泉高等学校への魅力を高める支援につきましては、途絶えることなく、事業効果の検証を高等学校とともに共有しながら、全ての生徒の希望進路の実現が図られるよう取り組んでまいりたいと、そのように考えております。

以上で答弁を終わらせていただきます。

○議長（加藤久民君） 5番、再質問はございませんか。どうぞ。

○5番（三田地久志君） それでは、先に三セクの今後についてであります。現在ヨーグルトが秀でて売り上げを確保し、利益も上げている。やっぱり1本の柱ではなかなか難しいだろう。課題として、龍泉洞の水の部分についても検討は、輸出についていろいろ勉強させてもらい、アライさんのお話があったようなのですが、どの程度のところまで話があったのか、もしおわかりでしたらお知らせ願えればと思います。

○議長（加藤久民君） それでは、答弁させます。

三浦政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三浦英二君） アライ株式会社の方のご配慮によりまして、そういった話が以前にあったというふうにお聞きをしております。ただ、向こうのほうで希望をされているロットの確保ができない、こちらの施設の規模では間に合わない、そして何よりも積み出しの港の関係、距離等々の経費の関係等々から、どうしてもこれは対応できないということでの事業化には至らなかったというふうにお聞きをしております。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） 金額ベースでどの程度だったのか、かなりの金額なのだろうなど、その断念した理由が見えてはくるのですが、では次の手は何か考えなかったのか、そのままだったのかというところはいかがでしょうか。

○議長（加藤久民君） 三浦政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三浦英二君） 私がお聞きをしている範囲ではございますけれども、その後も輸出の関係についてはまたお話があったというふうにお聞きをしておりますけれども、やはり施設規模のほうから、どうしても向こうのほうで要求をされるロットの生産に至れないということでのやむなく断念というふうにお聞きをしております。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） だとすれば、現状でやるのではなくて、例えば海外で行われているような合弁会社というのは国内では変な話なのですが、例えばアライさんと共同出資で、三セクと共同出資で製造工場をつくる、あるいはペットボトル工場をつくるというような考え方も私はできるのではないかなど。いずれにしろどうやって岩泉の水が、無尽蔵に湧き出てくる岩泉の水をお金にかえるのかというところが、これからの岩泉を存続させていく上でも非常に必要なことではないかなと思うのですが、そういう考え方にはまだまだ行っていなかったのか、それともそういう話も出たのかどうか。

○議長（加藤久民君） 三浦政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三浦英二君） 合弁会社というようなタイアップをやるというようなお話は、そういったお話は出ていないというふうにお聞きをしております。ただ、いずれ水そのものの生産販売につきましては、どうしてもやはり大手のほうの販売がもう飽和状態ということで、これは先行きはかなり厳しいという認識を会社のほうでもお持ちのようございまして、「龍泉洞の水」を核としながらも、その関連商品、そちらのほうに活路を見出していく、そのような考え方もあるようでございます。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） 今の国内の話でしょうか、飽和状態であって、競争には勝てないというのは国内だけの話でしょうか。改めてその1点だけお伺いします。

○議長（加藤久民君） 三浦政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三浦英二君） 私の先ほどのご答弁は、国内では難しいということでございます。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） だとすれば、水事情が悪い東南アジアにアライさんと共同でタイアップでやるということも考えられなくはない。いろいろな輸出についても、自分たちの製品なりなんなりで多分送っているのしょうから、いろんなことを考えれば想定できることであります。やはりこれは行政も一枚かんでもらって、どうすればいいのだというところを再度考えていただきたいなと思います。「龍泉洞の水」の関連商品、まだまだ売上げが2,000万円、3,000万円ぐらいですから、まだまだなわけですから、そうするとやっぱり核になる部分というのを早急につくれるというのは、多大な投資かもしれないけれども、リスクはあるかもしれないけれども、挑戦すべきことではないかなと私は思います。

そして、ここに答弁の中には危機管理意識を持ち、その時々の方策を行ってきた、時々ではなくて長期的対策をしなければいけないと思うのですが、長期的な対策というのも行政としてはかわっていらっしゃるのでしょうか。

○議長（加藤久民君） 三浦政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三浦英二君） この時々の方策ということをご答弁を申し上げましたけれども、これは大なり小なり例えば施設の不備なり補修なりということも含めてのご答弁をさせていただきまして、時期を失することなくという意味でのご答弁とさせていただいたわけでございますけれども、中長期的な息の部分ということにつきましては、大なり小なり会社のほうでこれは幹部で話し合っていることではございますけれども、町といたしましても取締役会を通じ、あるいは町長、会長と代表取締役とのトップ会談等々を通じまして、これは中長期的な展望についても情報共有はしているというところでございます。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） 今取締役会という言葉が出たのであれなのですが、会社というのは取締役会で決議したことを代表取締役が執行していくというのが会社の組織であります。今の話を聞くと代表取締役が全部やっているみたいな言い方だったので、そうではなくて、取締役会で決議したことを代表取締役が業務執行していくというのが普通の会社でございますので、その辺はぜひご理解いただきたいなと思います。

改めて「龍泉洞の水」がどうやって誕生したのか、あるいはヨーグルトがどうやって誕生したのかという部分についても、町長がかわっていますし、いろんな話が世の中には先行されて、メ

ディアが取り上げて、真実でないと思うようなことまでが流布されているような私感覚で聞いているのですが、そういった意味で「龍泉洞の水」が販売に至った過程あるいは「岩泉のヨーグルト」がどういうふうの開発されて、どういうふうにかようなふうにか市場を席卷するまでになったのかというのを、外に調べたのを流布しろということではなくて、行政としてどうかかわって、どうなっていたかというのはやっぱり記録として残すべきではないかなと思いますので、次の時代にそれがきちんと残っていくような仕組みというか、全ての三セクについてもそういうところをぜひ検証していただいて、役場の職員の皆さんが勉強するときにも、次の手はこういうふうに打てばいいのかというその考え方にも、そこから学ぶことがあると思われまので、そういう記録をぜひつくってほしいのですが、いかがでしょう。

○議長（加藤久民君） 三浦政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三浦英二君） 取締役会につきましては、議員のご指摘のとおりと、私も遠巻きながら理解のほうはさせていただいているつもりでございます。

それから、今の記録等々のしっかりとした検証、これにつきましては会社のほうともよく相談をして検討させていただきます。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） 検討ではなくて、実際に行動に移してもらいたいのですが、いかがですか。

○議長（加藤久民君） 三浦政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三浦英二君） 行政サイドのほうでできる分については、それも取り組みを検討させていただきます。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） では、三セクは以上にいたしまして、高校の生徒確保について移らせていただきます。

公営の公設民営塾ではなくて、進学塾講師の動画による授業で、国公立9人ということ、すばらしい結果だったなと思いますし、国公立9人というのもやはり入学金あるいは授業料の半額補助というのがきいている、それから午前中の話で宮古高校から編入してきたというのもやはり結果的にはそこだったのだらうなと。ある程度進学については、徐々に徐々に見えつつあると。だけれども、何の特徴を持たせていけば岩泉高校がさらにいいのかなと、世の中に岩泉高校って

おもしろいねと、進学したいねという選択肢をつくるためにはまだまだ足りない、何をすべきかということで、「K I Z U K Iプロジェクト」についても答弁はされているのですが、この「K I Z U K Iプロジェクト」というのは私が思うに、近年大学、高校で行われているアクティブラーニングという教育法だと思うのですが、その共通認識であるかどうかについて、アクティブラーニングについてだと思うのですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（加藤久民君） それでは、答弁させます。

三上教育次長、どうぞ。

○教育次長（三上義重君） アクティブラーニングにつきましては、現在新学習指導要領のほうでも盛り込まれておりまして、プログラミング教育とかあわせて項目のほうに載せてございます。ということで、実際に今までも各事業の中でもそれぞれグループワークとか調べ学習、体験学習のほうを行っておりましたし、そちらのほうも高校のほうでも同じように、「K I Z U K Iプロジェクト」のほうはその要点も含めながら事業のほうも進めてございましたので、先ほど答弁のほうにもありましたが、「K I Z U K Iプロジェクト」のほう議員ご提言がございましたように、岩泉高校でのやはり特色ある事業となりますので、そちらのほうはまた内容のほう、ちょうどことしが3年目を迎えていますので、さらに3年目は中身のほうを深く進化させるということで進めてございますので、また今後も事業の内容のほうは高校さんと相談、協議しながら、よりよい岩泉高校の周りにアピールできる事業になるように努めていきたいと思っておりました。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） 要は今までの詰め込み教育というか、一方的に先生が教えるのではなくて、生徒が自分で考えて、自分で答えを出していくというのがこの「K I Z U K Iプロジェクト」の一環でもあります。やはり課題を認識するということが今までできなかった。ゆとり教育の時代というのは、マニュアルがなければやれないというような生徒がそのまま社会人になってきて、マニュアルをください、マニュアルがなければ仕事できませんというのが、生徒がいっぱいくられてきた、やっぱりそれではだめだよということで、このいわゆるアクティブラーニングで能動的に自分から進んで勉強する、学習するという教育法に変わってきているのだと思うのです。できることなら、この「K I Z U K Iプロジェクト」でできた課題がこうだろう、解決方法はこうだろう、それについてただそこで終わらせるのではなくて、行政としてではこの30なり40の中から1つだけ、これを生徒に実際にやらせてみませんかという私は提案をしたいのですが、その

辺についてはどのようにお考えでしょう。

○議長（加藤久民君） それでは、三浦政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三浦英二君） 「K I Z U K Iプロジェクト」でございます。これは、私どもが直接かかわっているというよりは間接的にやっているわけでございますが、専門の先生をコーディネーターをお願いしております、その先生が毎年度テーマをいろいろ岩泉高校風にスペシャルアレンジをしまして、対応いただいております。課題を与えて、それを夏休みに解決を見出さしていただきながら行動していただくというようなことで今までやってまいりました。これは、議員のご指摘のように1つの課題を与えてみんなでやるというところまでは、それはやっておらなかったものですから、個々に課題を見つけて、個々に対応いただくということで進めておりました。したがって、議員のただいまのご提案につきましては、私どもも先生のほうとちょっとそれは話題にしてみたいなというふうに思います。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） 昨年冬に高校生の「K I Z U K Iプロジェクト」の関係で議員と語る会を行ったときに、たくさん模造紙に課題と、それから解決方法を学習して書いたものがあって、その模造紙ではもったいないから製本したらという提案をしたら、校長先生がしますという話だったのですが、それは製本化されて役場に届いていますでしょうか。

○議長（加藤久民君） 三浦政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三浦英二君） 私のほうでてんまつとして残しておりますのは、模造紙の製本ということではなくて、画像におさめまして、画像を印刷をして書類としてつづっております。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） あのとときの校長先生の話、私そのときにもその提案したら、校長先生が製本化しますということだったので、ちょっと楽しみにしていたのですが、ではその製本化のお金がなかったと思うので、ぜひ行政のほうから支援していただいて、記録としてきちんと残るような仕組みもまたぜひお願いしたい。

やはり「K I Z U K Iプロジェクト」でやって、その成果を出すところまでいかないと、自分たちがやって、ただ考えてこうだねで終わりにになってしまう。その先をやはり成功体験として高校生のうちから体験させることが必要ではないかなと思うのですが、そういう支援をする考えはございませんでしょうか。

○議長（加藤久民君） 三浦政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三浦英二君） もともとこれを始めました大きな趣旨、目的の一つが、自分の町を改めて知っていただく、そして課題を見つけていただいて、ふるさとへの理解を深めていただく、そしていつかは帰ってきていただいて、その課題解決に資していただきたい、あるいはこういうような取り組みがいわゆる大学の入試等にも取り入れられると、その一つの練習課題のきっかけにもなるということもございましてのそもそもの発案でございました。したがって、議員のご指摘もそのとおりの部分もあるというふうに私も思いますので、その辺のところも含めまして、まだこれは来年度以降もやるかやらないかというところまではまだ行っていませんけれども、今、今年度も順調にやっておりますので、ぜひ話題にして、検討、協議をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） ぜひ課題を、大学に行って戻ってきてから来るとまた課題が変わってきますので、もっとスピード感を持ったやり方がいいなというひとり言だと思って聞いてください。

先週の金曜日だったか土曜日、NHKの朝の番組で、中学生が高校の進路を決めるときに、親と2人で都内のどこかで、いろんな特色がある高校の説明会みたいなのがあって、やっぱりただ単に物を覚えるためだけの勉強ではなくて、自分で考えて解決するという特色のある高校を選びたいというような生徒さん、親御さんがふえてきている、山村留学も含めてそうなのでしょうけれども、K I Z U K I プロジェクトをもっと進化させるのであれば、そういう特色をもっと岩泉で、ぜひ岩泉の課題を解決するプログラムをつくってみませんか、そしてその成果を情報発信していくということを繰り返すことで岩泉高校の生徒確保にもつながっていくのではないかと思いますので、教育長、いかがでしょうか。

○議長（加藤久民君） 三上教育長、答弁願います。

○教育長（三上 潤君） 今ご意見がありましたとおり、今後のこれからの岩泉高校のみならず、高校の魅力づくりというのは、各学校の大きな課題でもあり、それから取り組んでいる実態もあるというのが現状だと思っております。その中で、やはり生徒数の減少というのと相反する部分もございしますが、そういったところはやはり中学校の段階からキャリア教育とあわせながら、これは中学校から、そして高校につなげる、そして今度の新学習指導要領でもそういったところを大きく変換というか、方針が出てきておりますので、これはもう発想を切りかえてといいますか、

そういったような形で各学校とも取り組んでいく必要があると思っております。岩泉高校でもそういった部分では3年間取り組んできておりますので、これは継続して、やっぱり前にまた一歩進む形の中で岩泉高校の魅力づくりに努めていくように、私どもも高等学校と相携えながら取り組んでまいりたいなというふうに思っております。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） 最後に、岩泉高校には寮もありますし、学区外から生徒を連れてくるというような今の「K I Z U K Iプロジェクト」みたいな特化したものでどんどん、どんどん進んでいけないかなと、思いをぜひ行政もこれから持っていていただいて、岩泉高校の校長先生も二、三年でかわるし、こちら行政側も担当課は二、三年でかわるのですが、やはりその思いは全職員の皆さんが共通認識として持っていて、岩泉高校存続のため、そして岩泉町をこれからどうやって維持していくかということを考えたときには絶対必要なことですので、そのことを常に頭に置いていただきながら、岩泉高校の生徒の皆さん、中学校もそうですが、向き合っていて、大事に育てていただきたいという思いをお伝えして終わります。

○議長（加藤久民君） これで5番、三田地久志君の質問を終わります。

次に、6番、林崎竟次郎君、どうぞ。

〔6番 林崎竟次郎君登壇〕

○6番（林崎竟次郎君） 6番、林崎竟次郎です。通告に基づきまして、一般質問を行います。

まず、東日本大震災被災者の国保医療費・介護保険利用料等の免除措置の継続について伺います。

東日本大震災からきょうで8年6カ月、いまだに震災前の生活を取り戻せていない被災者が多数おられます。そして、皆さんが頼りにしているのが被災者の国保医療費と介護保険利用料等の免除であります。岩手県保険医協会がことし5月に実施した被災者アンケートでは、来年1月から医療費の自己負担が発生した場合、40.1%が「通院を減らす」（昨年より0.8%増）、20.2%が「通院できない」（昨年より2%増）と回答しました。

6月定例県議会では、県に対し「被災者の医療費・介護保険利用料等の免除措置の継続を求める請願」が圧倒的多数で採択されました。

また、本年9月の知事選挙の第一声で、達増拓也候補は来年1月1日からの被災者の国保医療費と介護保険利用料等の免除措置の継続を公約として訴えました。

県では、免除措置を継続する方向で各市町村に意向の確認に入っています。本町でも免除措置の継続が必要と考えますが、町長の所見を伺います。

次に、平成28年台風10号豪雨災害被災者の国保医療費・介護保険利用料等の減免措置の継続について伺います。

台風10号豪雨災害から3年が経過し、住まいの再建は災害公営住宅が全て完成し、これからは自立再建が残っている状態となりました。

国保加入者は、この間、台風10号豪雨災害からの復旧に取り組む中で痛めた体の治療や大きなショックで病み、不自由な体になり、リハビリに取り組む生活の中で、国保医療費・介護保険利用料等の減免措置に助けられました。また、経済的復旧もままならない中、持病の治療ができることを被災者は心底感謝し、喜んでいます。

県では、東日本大震災被災者の国保医療費と介護保険利用料等の免除措置を継続する方向です。このことによって、台風10号被災者の国保医療費・介護保険利用料等についても、東日本大震災被災者と同様に令和2年1月1日以降も減免措置を継続すべきと考えますが、町長の所見を伺います。

最後に、こども園の給食費（副食材料費）負担の軽減について伺います。

国は、10月から行う保育の無償化から給食費を外し、保護者の実費負担としました。今回の無償化で、3歳から5歳児の認可保育園等やこども園の保育料は無償となり、一方で給食費などの副食材料費（国基準月4,500円）は国の公的給付の対象から外され、保育施設が実費徴収することになります。国は、無償化に伴い、年収360万円以下の世帯を副食材料費の免除対象としましたが、年収360万円を超える世帯には従来どおり負担が残ります。

現在、遠野市、秋田県の多くの市町村、兵庫県高砂市など、全国の自治体では負担軽減の研究、取り組みが始まっています。私は、当町でも年収にかかわらず全ての子育て世帯に対して副食材料費の負担軽減をするべきと考えますが、町長の所見を伺います。

以上でございます。

○議長（加藤久民君） 中居町長、答弁願います。

[町長 中居健一君登壇]

○町長（中居健一君） 6番、林崎寛次郎議員のご質問にお答えを申し上げます。

初めに、東日本大震災被災者の国保医療費・介護保険利用料等の免除措置の継続についてご答

弁を申し上げます。

免除措置につきましては、これまでも国保財政が厳しい中ではありますが、被災者の状況を考慮し、県内市町村と足並みをそろえ、延長してきたところであります。

議員ご案内のとおり、今般県から市町村の意向確認を求められておりまして、岩泉町といたしましても引き続き免除措置が必要と考え、令和2年末まで継続をして実施する旨、回答をしたところでございます。

次に、台風第10号豪雨災害の被災者の国保医療費・介護保険利用料等の減免措置の継続についてであります。本年7月に災害公営住宅全戸が完成をし、大半の被災者が引っ越しをされたところであります。これから住宅再建される被災者の方は応急仮設住宅での暮らしがまだ続くことから、皆様の住環境などが整うまでは被災者支援の継続が必要であると思っておりますので、これら減免措置につきましては引き続き延長する考えであります。

次に、幼児教育・保育の無償化についてご答弁を申し上げます。

国では、急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、子ども・子育て支援法を本年5月17日に改正をし、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図ることを目的に、本年10月1日から全国一斉に、3歳から5歳までの全ての児童並びに住民税非課税世帯のゼロ歳から2歳までを対象に保育料の無償化を実施いたします。

ただし、保育料の中に含まれているおかずやおやつ等の副食材料費は、年収360万円以下の低所得世帯は無償となりますが、年収360万円を超える世帯につきましては月額4,500円が保護者負担となる制度となっております。

議員ご指摘のありました副食材料費の保護者負担の軽減についてでございますが、これまで町では少子化対策、子育て支援の観点から、単独事業として第3子以降を無料とする施策などを進めてきたところであります。

今回の国の制度の創設に伴い、その対応につきまして慎重に検討を重ねてきたところではあります。総合的に勘案した結果、国の基準どおりに対応することとしたところでございますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以上で答弁を終わらせていただきます。

○議長（加藤久民君） 6番、再質問はございませんか。どうぞ。

○6番（林崎竟次郎君） 立派な答弁ありがとうございました。

副食費の問題について若干質問します。答弁の中にありましたが、これまで単独事業として第3子以降を無料とするということがあります。これがなくなることによって浮く金額と、10月1日から始まるそれの中で、どちらのほうが大きな金額でしょう。

○議長（加藤久民君） それでは、答弁させます。

田鎖保健福祉課長、どうぞ。

○保健福祉課長（田鎖英明君） お答えいたします。

第3子以降の保育料免除につきましては、なくなるということではなくて、第3子保育料の免除額がおよそ800万円ほどかかっております。国から示された保育料の基準額を全て第3子保育料の免除とすると37人が該当しまして、800万円ほど今町負担で単独で持っている、そういったところから計算しまして、今回副食費4,500円が該当する方々の分を全て持ちましたところでございますけれども、第3子保育料はそのまま継続いたしますので、実際には360万円ほどまだ単費での予算は費やさなければならないというふうな内容でございます。

○議長（加藤久民君） 6番、どうぞ。

○6番（林崎竟次郎君） 質問の中でも述べたのですが、全国では副食費の4,500円を減免するというので、県として秋田県がまず先に立っているのですが、岩手県でも遠野市とか、その他始まっています。岩手県の場合は、達増さんが県民の暮らしと福祉を守るという、そういう立場でやっていますので、県としてもこの課題に対して取り組んでくると思っていますので、県が率先してまずこの軽減に取り組んでいく、そういう策を示したときには岩泉町でもその方向で前向きに取り組んでほしいと思います。この点については要望となりますが、この点を強くお願いしまして、質問を終わります。

○議長（加藤久民君） これで6番、林崎竟次郎君の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

休憩のため2時45分まで休憩します。

休憩（午後 2時37分）

再開（午後 2時45分）

○議長（加藤久民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

◎報告第1号～報告第4号までの上程、報告

○議長（加藤久民君） 日程第6、報告第1号から日程第9、報告第4号までの報告を行います。

報告第1号 林道上山線災害復旧工事の請負変更契約締結の専決処分についてから報告第4号 平成30年度教育委員会事務点検評価報告書（主要施策の成果に関する報告書）まで順番に報告を求めます。

報告第1号から報告第3号までは應家総務課長、報告第4号は三上教育次長でお願いいたします。

それでは、初めに應家総務課長、どうぞ。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 報告第1号 林道上山線災害復旧工事の請負変更契約締結の専決処分について。

林道上山線災害復旧工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和元年9月11日、岩泉町長、中居健一。

次のページ、別紙をごらん願います。専決処分書。林道上山線災害復旧工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、次のとおり専決処分する。

令和元年8月23日、岩泉町長、中居健一。

記。1、工事名、林道上山線災害復旧工事。

2、工事場所、岩泉町安家字松ヶ沢地内。

3、契約金額、当初請負額6,663万6,000円、変更請負額6,324万9,120円、変更による減額338万6,880円。

4、請負者、住所、岩泉町岩泉字大館19番地1、氏名、県北緑化株式会社、代表取締役、昆野裕治。

5、変更理由、大型ブロック積工の面積等の変更による減。

次に、報告第2号 平成30年度岩泉町の財政の健全化判断比率及び資金不足比率について。

平成30年度岩泉町の財政の健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により報告する。

1、健全化判断比率。比率名、平成30年度、早期健全化基準の順で述べさせていただきます。実質赤字比率、ハイフン、14.53%。連結実質赤字比率、ハイフン、19.53%。実質公債費比率、10.8%、25.0%。将来負担比率、4.6%、350.0%。

2、資金不足比率。特別会計の名称、平成30年度、経営健全化基準の順で述べさせていただきます。簡易水道特別会計、ハイフン、20.0%。観光事業特別会計、ハイフン、20.0%。公共下水道事業特別会計、ハイフン、20.0%。

令和元年9月11日、岩泉町長、中居健一。

それでは、平成30年度岩泉町の財政の健全化判断比率、それから資金不足比率について、内容についてご説明申し上げます。

健全化判断比率でございますけれども、上から2つ、実質赤字比率、連結実質赤字比率は、各会計における収支が黒字であるためにハイフンの表示となっております。算定結果は、次のページの参考資料の①の左側の表、真ん中あたりに実質赤字比率、右下には連結実質赤字比率が記載しておりますけれども、それぞれ左の真ん中がマイナス28.08、右下でございますけれども、マイナス29.39で、この表では赤字の場合が実数で表示されますので、黒字ということでハイフンでございます。

戻っていただいて、3つ目の実質公債費比率の算定結果につきましては、2ページをごらん願います。参考資料②の右側、中ほどに記載しておりますが、10.8%、これ前年は8.7%でございます。早期健全化を図ることが必要となる基準の25.0%を下回っております。前年より数値が高くなっている主な要因でございますけれども、台風災害に係る起債約3.2億円を繰上償還したということが主な要因となっております。

4つ目の将来負担比率につきましても、3ページの参考資料③、右下に記載しておりますが、4.6%でございます。前年が20.0%で、早期健全化を図ることが必要になる基準の350%を下回っております。これの数値が改善してございますけれども、この主な要因としましては繰上償還による起債残高の減、それから退職手当負担見込額の減などが要因となっております。

戻っていただきまして、2の資金不足比率についてでございますけれども、3つの特別会計、

公営企業会計として区分されております簡水、それから観光、公共下水道におきましても、資金不足になっていないということで、率といたしましてはいずれもハイフンとなるものでございます。

以上でございます。

次に、報告第3号でございます。損害賠償事件に係る和解及び損害賠償額決定の専決処分について。

損害賠償事件に係る和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和元年9月11日、岩泉町長、中居健一。

次のページ、別紙をごらん願います。専決処分書。損害賠償事件に係る被害者との和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、次のとおり専決処分する。

令和元年8月1日、岩泉町長、中居健一。

岩泉町立釜津田小学校敷地内において発生した車両破損事故において、当該車両に与えた損害について、相手方と和解し、損害賠償の額を次のとおり決定する。

1、損害賠償額、26万4,109円。

2、和解及び損害賠償の相手方、記載のとおりでございます。

次のページの示談書をお願いをいたします。事故発生日でございますけれども、令和元年6月11日、場所が釜津田小学校敷地内。事故の概要でございますけれども、小学校敷地内で臨時用務員が草刈り作業中に飛び石が発生しまして、車両を破損したものでございます。示談の内容としましては、損害賠償額として26万4,109円を支払うものでございまして、内訳は、修理費が12万3,493円、代車費用が5万4,000円、レッカー費用が8万6,616円となっております。これは、町側100%ということで保険で賄うものでございます。大変申しわけございませんでした。

以上でございます。よろしくをお願いをいたします。

○議長（加藤久民君） 次に、報告第4号は三上教育次長にお願いいたします。どうぞ。

〔教育次長 三上義重君登壇〕

○教育次長（三上義重君） 報告第4号 平成30年度教育委員会事務点検評価報告書（主要施策の

成果に関する報告書)。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、平成30年度教育委員会事務点検評価報告書を提出する。

令和元年9月11日、岩泉町教育委員会。

それでは、別添の冊子のほうの報告書のほうの表紙をめくっていただきたいと思います。こちらのほうに目次ございますが、報告書は、はじめにで4項目、点検評価結果ということで5項目の構成でございます。

1ページになりますけれども、こちらのほうに本報告書の趣旨がございます。1、本報告書の趣旨、平成20年一部改正された地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定によって、教育委員会は毎年その権限に属する事務の管理及び執行について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するほか、公表しなければならないとされております。

内容としましては、2、点検評価の対象、3、点検評価の方法、4、点検評価結果報告の構成、そして点検評価結果となっております。

評価につきましては、本冊子の3ページから38ページまでの5項目で実施しておりまして、項目ごとに点検評価委員などからいただいた主な意見及び今後の課題と対応方向などを各項目の後半に記載しておりますので、ご確認のほうお願いしたいと思います。

以上、ご報告を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤久民君） ここで教育長から発言の申し出がありますので、これを許可します。

三上教育長、どうぞ。

○教育長（三上 潤君） 先ほど総務課長からご報告をいたしました報告第3号の損害賠償の専決処分に係る報告、またこの後ご提案をさせていただきます議案第20号の損害賠償に係る議案に關しまして、私のほうからおわびをさせていただきたいと、そのように存じます。

学校における草刈り作業中の飛び石による物損事故につきましては、ここ数年来頻発してまいりましたことから、昨年度もこの席上におきましておわびを申し上げ、各学校には特に気をつけるように周知をしてきたところでございます。しかしながら、今般再び飛び石によります車両への物損事故が発生しましたことは、周知の徹底、また指導の至らなさを深く反省をしているところでございます。

今後におきましては、さらなる注意喚起はもちろんのことでありますが、刈り払い機の性能を

熟知させる等、また事故防止対策となる機種を選定等、より具体的な対策を講じまして、係る事故等がないように気を引き締めて取り組んでまいりたいと、そのように考えているところでございます。

この場をおかりしまして、おわびをさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤久民君） これで報告第1号から報告第4号までの4件全部の報告を終わります。

◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第10、議案第19号 その他町道山屋線道路災害復旧工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

應家総務課長、どうぞ。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 議案第19号 その他町道山屋線道路災害復旧工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて。

その他町道山屋線道路災害復旧工事の請負に関し、次のとおり変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めます。

- 1、工事名、その他町道山屋線道路災害復旧工事。
 - 2、工事場所、岩泉町岩泉字山屋地内。
 - 3、契約金額、当初請負額7,074万円、変更請負額6,274万4,760円、変更による減額799万5,240円。
 - 4、請負者、住所、田野畑村日蔭57番地4、氏名、熊谷建設株式会社、代表取締役、熊谷朋之。
- 令和元年9月11日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。ブロック積工の面積等の変更に伴い、請負変更契約を締結しようとするものである。

次のページの参考資料をごらん願います。工事期間でございますけれども、平成30年4月25日に着工してございまして、令和元年9月30日完成予定でございます。

工事概要でございますけれども、変更箇所はアンダーラインを引いてございます。3工区が変更になりまして、合計で施工延長で0.7メートルの減、ブロック積工が113平米減、表層工が11平米減でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（加藤久民君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第19号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

これから議案第19号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第19号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第11、議案第20号 損害賠償事件に係る和解及び損害賠償の額の決定についてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

應家総務課長、どうぞ。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 議案第20号 損害賠償事件に係る和解及び損害賠償の額の決定について。

損害賠償事件に係る和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

1、損害賠償額、56万1,897円。

2、和解及び損害賠償の相手方、記載のとおりでございます。

令和元年9月11日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。岩泉町立小川小学校敷地内で発生した車両破損事故に係る和解及び損害賠償の額の

決定をしようとするものである。

次のページの仮示談書をごらん願います。事故発生日でございますけれども、令和元年の7月4日、発生場所は小川小学校敷地内。事故の概要でございますけれども、臨時職員が草刈り作業中に飛び石により車両を破損したものでございます。示談の内容としましては、損害賠償金56万1,897円を支払うこととしてございまして、内訳は、修理費が33万1,869円、代車費用が15万円、レッカー費用が8万28円でございます。50万円を超えましたので議決案件ということでお願いをするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（加藤久民君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第20号について質疑を行います。質疑はありますか。

12番、どうぞ。

○12番（三田地泰正君） 今教育長からも話があったのですが、今までは報告ということで質問する機会がなかったのですが、今回議案として上がったので、改めて質問させていただきますが、この事件はいわゆる広い意味で教育環境の整備ということで校庭の刈り払いということですが、本当に忘れないうちにたびたびこういうことが起きるなというふうな感じがするのですが、これについて再発防止について研修か何かやられているのかどうか、この点についてお伺いします。

○議長（加藤久民君） 三上教育次長、どうぞ。

○教育次長（三上義重君） 先ほども教育長からおわびを申し上げましたが、大変申しわけございませんでした。

この刈り払い機での車両の破損事故のほうですが、過去5年間でいきますと26年が1件、27年が2件、28年はありませんでしたが、29年度が2件、そして30年度は1件、今年度が2件と、大体2件ぐらい年に起きておりまして、昨年がちょうど議会のほうの報告の時期で重なりましたので、連続して、それでおわびのほうを昨年9月にしております。その際にも学校のほうには注意をしまして、実際刈り払いの際には、学校長のほうにまずは、今回どちらも、先ほどの報告も今年度の議案のほうも用務員さんが刈り払い作業のほうをしているの物損の破損になっておりますけれども、作業に入る前には学校長のほうに許可といいますか、話をして作業に入ります。ただ今回2件とも、どちらももともと学校長に報告、許可を得ていた領域を越えて教員住宅のほう、学校の周辺部分を刈り払いした後に、教員住宅のほうを作業を気を使いながら進めてしまったのが、

どちらも同じ案件になっております。その際に、片方のほうは距離が大体、車両との距離が5メートルから7メートルぐらい、今回の議案のほうですが、5メートルから7メートルぐらいの距離があったので、最初のほうは金属のチップソーのほうを使って作業していましたが、9メートルぐらい少し距離が離れたので、ナイロンコードカッターのほうに切りかえて作業したという部分がございます。ですので、一番の問題となったところは、まずは学校長への話をしていた作業を進める上での作業部分に関しまして、そこにまずは沿っていない作業を進めていたと、あとは今は大体刈り払いのほうはナイロンコードカッターのほうできわりとか、きれいに仕上げるためもありますが、メインでやっておりましたので、その際にナイロンコードカッターのほうの飛び石のほうの距離、そちらの認識も甘かったと。大体国民生活センターの数字でいきますと16.9、大体17メートルぐらいは飛ぶというふうな結果も出ております。ただ、用務員さんたちのほうは7メートルから9メートルまで行けば大丈夫かなという認識もあったようでございますので、ですので、もちろんこれからは作業のほうをするときには学校長のほうに話をした段階での、学校長のほうからもまた確認をして作業を進めてもらう部分と、あとは飛び石のほうの距離の分、そこは認識をして改めてもらいながら進めてもらいたいと、ただ注意喚起だけではまた同じことを繰り返してしまいますので、今後は道具のほうも、刈り払い機のナイロンコードカッターというもののほかに、現在道路の草刈りをするときに国土交通省のほうでもバリカン型の石が飛ばないものもありますので、ただこれが作業する際にはちょっと重くて大変ではあります、やはりこういういった高額な賠償のほうが出てしまうようであれば、そういった機械のほうの配備も考えながら、周りの障害物を確認しながら作業のほうをまた進めてもらい、また機具のほうも見直しをかけて今後はないように努めてまいりたいと思っておりましたので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（加藤久民君） 12番、どうぞ。

○12番（三田地泰正君） 何となく使っている機械のせいになっているような話を聞くのですが、要は簡単なわけ、車を移動すればいいわけだ。そのところの徹底をすれば、どんな機械を使ったって車がなければこういう事件が起きない、そのところをやっぱりもう少し、言ってみればほとんどこの案件は教育行政、内輪で注意したり指導を受けたりというような感じに私は受けるので、そこで自然災害等対応のためだと思うのですが、幸い危機管理課があるわけだ、岩泉町に。危機管理課にお聞きしますが、防災とか減災だけが危機管理課の職務ではない、私はこういう事

件、事故も危機管理課で職務の中に対応すべきだと思うのですが、そういう職務の内容にはなっていないのかどうかお伺いします。

○議長（加藤久民君） 應家総務課長、どうぞ。

○総務課長（應家義政君） 現段階で危機管理課を設置したスタートは、自然災害等々、特に台風10号災害を受けて、そういった災害からの対応ということで危機管理課を設置してございます。ですので、現段階ではここまで包括はしていないと認識をしておりますが、どこまで危機管理については危機管理課に業務としてお願いをするかというのも含めまして今後検討していかなければならないのかなと考えてございます。サイバー攻撃等もやっぱり危機管理の一つだと思えますけれども、その辺までまだ広げれば大変な部分もありますので、内容をこれから検討しまして、どこまで担当していただくか進めてまいりたいと考えております。

○議長（加藤久民君） 12番、どうぞ。

○12番（三田地泰正君） 私は、やっぱりたび重なるこういう事件が出るので、言ってみれば教育行政あるいは町長部局の関係者がいれば、当然この流れで上から来たり指導なり注意をすると思うのですが、やっぱり内輪の指導というのはなかなか重みが違うと思うのです。そこで、この際やっぱり町会議員も今度防災士ですか、そういうものの講習を受けさせてもらったのですが、やっぱりその中で危機管理の中にはそういう自然災害は当然のことながら、常日ごろ起きるあるいは起きるであろうような事件、事故も当然この職務の中に含まれるものだなと私は認識したので、それは大変な仕事かと思うけれども、やっぱり離れた危機管理課の部署がこういう事件が出たときに何らかの指導なり点検をする、再発防止に努める、これはやっぱり違った課からの独立した指導ができるということで、私は危機管理課のやっぱり仕事は大変だと思うが、こういうことにも目を向けてもらいたいと思うのだが、これから、やっぱりそう思うが、お考えについて伺います。

○議長（加藤久民君） 應家総務課長、どうぞ。

○総務課長（應家義政君） 先ほども若干申し述べましたけれども、どの範囲、どういった種類の危機管理対策があるかも洗い出しながら、どこまで担当していただくか今後検討を進めてまいりたいと思います。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） 善意による事故だったというふうに解釈はしますが、仕事が終わってち

よっと余計なところをやってしまったと、ただそれにしても臨時の用務員さんというのは、例えば朝礼とか終礼とかというのには出ていないのでしょうか。ただ学校長に作業内容を報告するだけということなののでしょうか。

○議長（加藤久民君） 三上教育次長、どうぞ。

○教育次長（三上義重君） もちろん朝礼なり、それぞれ活動の際には学校長のほうとも、先ほどの刈り払いのほうも終わった後の報告ではなくて、やる前に、作業に入る前にまずはきょうは今からこの作業をしますということを話しするようになっていきますので、その際に作業に入ってから、よく外灯でも、外灯がつくと今度周りが暗く感じるように、刈り払いできれいになったときに今度は横のほうがちよっと生えて見えたと思うのです。そのためにですが、ついつい気を使ってしまって作業に入ってしまったというのがあります。先ほどあと12番議員からも話がありましたように、実際のところは学校の中でもまず作業するのであれば、そこで話をして、車を動かすとか、そこでの対応のところでは防げる部分は多いと思いますので、その辺はまた、こういったまた今年度も2件ほど起こしていますので、その辺を学校にはもちろん強調しながら、この後今月も会議ございますので、校長会議ございますので、よりそこは心がけてもらうように周知のほうはしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） やはり告知と移動をすれば済む話なのですよね。なので、草刈り作業のときには、例えば二、三日前から告知をして、車はこの時間帯はどこかへ移動してくださいということをするだけでいいだけの話なので、ぜひそれを徹底すれば防げるかと思われまから、刈り払い機がどうのこうの、高い機械を買ってまでやることではないだろうと、現状のもので十分対応はできると思うので、要は早目の告知と移動をお願いすると、これが一番の手だと思っておりますので、そこを徹底してもらえればと思います。よろしくお願いたします。

○議長（加藤久民君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） これで質疑を終わります。

これから議案第20号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第20号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第12、議案第21号 岩泉町過疎地域自立促進計画の変更に関し議決を
求めることについてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

應家総務課長、どうぞ。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 議案第21号 岩泉町過疎地域自立促進計画の変更に関し議決を求める
ことについて。

岩泉町過疎地域自立促進計画を別紙のとおり変更するため、過疎地域自立促進特別措置法第6
条第7項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年9月11日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。門小学校プールろ過装置更新事業を実施するため、岩泉町過疎地域自立促進計画を
変更しようとするものである。

次のページの別紙、新旧対照表をお願いいたします。3の計画で、変更後に追加する部分が、
事業名が水泳プール、事業内容としまして門小学校プールろ過装置更新事業、実施主体は町、こ
の部分を追加するものでございます。

ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（加藤久民君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第21号について質疑を行います。質疑はありますか。

7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） この過疎計画にのせた場合に、事業実施の年度というのはいつになります
か。

○議長（加藤久民君） それでは、答弁させます。

三上教育次長、どうぞ。

○教育次長（三上義重君） 事業実施の年度ですか、この内容は門小学校のプールのろ過装置のほうは今年度でございます。今年度、現在入札のほうも終わって、契約のほうを結んでおります。

○議長（加藤久民君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） これで質疑を終わります。

これから議案第21号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第21号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◎議案第1号～議案第18号の上程、説明、委員会付託

○議長（加藤久民君） 日程第13、議案第1号 岩泉町印鑑条例の一部を改正する条例についてから日程第30、議案第18号 令和元年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）までの18件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

應家総務課長、どうぞ。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 議案第1号 岩泉町印鑑条例の一部を改正する条例について。

岩泉町印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年9月11日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の整備を図るた

め、この条例を制定しようとするものである。

次に、議案第2号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年9月11日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係する条例の所要の整備を図るため、この条例を制定しようとするものである。

次に、議案第3号 岩泉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について。

岩泉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年9月11日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、新たに会計年度任用職員制度が創設されることから、会計年度任用職員の給与及び費用弁償について必要な事項を定めるため、この条例を制定しようとするものである。

次に、議案第4号 岩泉町森林環境譲与税基金条例について。

岩泉町森林環境譲与税基金条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年9月11日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。岩泉町森林環境譲与税基金を設置するため、この条例を制定しようとするものである。

次に、議案第5号 岩泉町立保育園設置条例の一部を改正する条例について。

岩泉町立保育園設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年9月11日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の整備を図るため、この条例を制定しようとするものである。

次に、議案第6号 ふれあいらんど岩泉条例の一部を改正する条例について。

ふれあいランド岩泉条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年9月11日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。消費税法等の一部改正に伴い、使用料の額を改定するとともに、あわせて所要の整備を図るため、この条例を制定しようとするものである。

次に、議案第7号 岩泉町観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

岩泉町観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年9月11日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。消費税法等の一部改正に伴い、観覧料を改定するため、この条例を制定しようとするものである。

次に、議案第8号 龍泉洞青少年旅行村の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

龍泉洞青少年旅行村の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年9月11日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。消費税法等の一部改正に伴い、使用料の額を改定するとともに、あわせて所要の整備を図るため、この条例を制定しようとするものである。

次に、議案第9号 岩泉町観光センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

岩泉町観光センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年9月11日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。消費税法等の一部改正に伴い、使用料の額を改定するとともに、あわせて所要の整備を図るため、この条例を制定しようとするものである。

次に、議案第10号 氷渡交流施設条例の一部を改正する条例について。

氷渡交流施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項

第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年9月11日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。消費税法等の一部改正に伴い、使用料の額を改定するため、この条例を制定しようとするものである。

次に、議案第11号 岩泉町水道事業の設置等に関する条例について。

岩泉町水道事業の設置等に関する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年9月11日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。地方公営企業法の適用を受ける水道事業を設置するため、この条例を制定しようとするものである。

次に、議案第12号 岩泉町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例について。

岩泉町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年9月11日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。地方公営企業法の適用を受ける水道事業を設置するため、この条例を制定しようとするものである。

次に、議案第13号 岩泉町水道事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について。

岩泉町水道事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年9月11日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。地方公営企業法の適用を受ける水道事業を設置することに伴い、関係する条例の所要の整備を図るため、この条例を制定しようとするものである。

次に、議案第14号 令和元年度岩泉町一般会計補正予算（第2号）。

令和元年度岩泉町の一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9億2,236万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ120億707万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予

算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)、第2条、既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和元年9月11日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、議案第15号 令和元年度岩泉町介護保険特別会計補正予算(第2号)。

令和元年度岩泉町の介護保険特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)、第1条、既定の事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ339万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億4,170万4,000円とし、サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ38万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,158万4,000円とする。

第2項、事業勘定及びサービス事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月11日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、議案第16号 令和元年度岩泉町簡易水道特別会計補正予算(第2号)。

令和元年度岩泉町の簡易水道特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ283万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億6,063万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月11日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、議案第17号 令和元年度岩泉町観光事業特別会計補正予算(第2号)。

令和元年度岩泉町の観光事業特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ125万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,297万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月11日提出、岩泉町長、中居健一。

議案第18号 令和元年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)。

令和元年度岩泉町の公共下水道事業特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによ

る。

(歳入歳出予算の補正)、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ46万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,256万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月11日提出、岩泉町長、中居健一。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長(加藤久民君) 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。議案第1号から議案第18号までの18件については、議長を除く全員の委員で構成する条例補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(加藤久民君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号から議案第18号までの18件については、議長を除く全員の委員で構成する条例補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎認定第1号～認定第8号の上程、説明、委員会付託

○議長(加藤久民君) 日程第31、認定第1号 平成30年度岩泉町一般会計歳入歳出決算から日程第38、認定第8号 平成30年度岩泉町大川財産区特別会計歳入歳出決算までの8件を一括議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

應家総務課長、どうぞ。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長(應家義政君) 30年度の決算につきましては、29年度に引き続きまして28年台風第10号豪雨災害の復旧に全力を傾注したところございまして、補助災害につきましては議員各位のご協力も賜りまして100%工事発注をしたところでございます。

台風関連の一般会計決算額でございますけれども、繰り越しを含めまして82億5,854万9,798円でございます、決算総額の46.9%、約半分を占めてございます。総額では、昨年に次ぐ決算額

となったところでございます。

この決算につきましては、会計別決算のほか主要施策に関する報告書、決算附属資料を提出してございますので、ご審議に当たりましてはご参照願います。

それでは、決算書の2ページをお開き願います。認定第1号 平成30年度岩泉町一般会計歳入歳出決算書。

次のページ、4ページをお願いいたします。歳入の合計から申し上げます。予算現額241億1,291万910円、調定額196億9,152万9,478円、収入済額196億6,174万3,383円、不納欠損額1,208万7,549円、収入未済額1,771万9,746円、予算現額と収入済額との比較マイナス44億5,116万7,531円でございます。

次に、歳出でございます。8ページをお開き願います。歳出合計でございます。予算現額241億1,291万914円、支出済額175億9,438万2,219円、翌年度繰越額41億3,960万7,600円、不用額23億7,892万1,095円、予算現額と支出済額との比較65億1,852万8,695円。

歳入歳出差し引き残額20億6,736万1,164円。

令和元年9月11日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、168ページをお開き願います。認定第2号 平成30年度岩泉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書。

事業勘定から申し上げます。歳入合計でございます。予算現額13億3,277万2,000円、調定額12億4,412万8,495円、収入済額12億3,035万1,808円、不納欠損額121万2,000円、収入未済額1,256万7,487円、予算現額と収入済額との比較マイナス1億242万192円。

次のページをお開き願います。事業勘定の歳出合計でございます。予算現額13億3,277万2,000円、支出済額12億2,941万6,959円、翌年度繰越額はございませんで、不用額が1億335万5,041円、予算現額と支出済額との比較1億335万5,041円。

歳入歳出差し引き残額93万4,849円。

令和元年9月11日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、196ページをお願いいたします。診療施設勘定の歳入合計でございます。予算現額3,839万1,000円、調定額3,937万8,202円、収入済額3,937万8,202円、不納欠損額、収入未済額がございませんで、予算現額と収入済額との比較が98万7,202円でございます。

次のページをお願いいたします。診療施設勘定の歳出合計でございます。予算現額3,839万

1,000円、支出済額3,649万7,282円、翌年度繰越額はございませんで、不用額が189万3,718円、予算現額と支出済額との比較189万3,718円。

歳入歳出差し引き残額288万920円。

令和元年9月11日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、212ページをお開き願います。認定第3号 平成30年度岩泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書。

歳入合計から申し上げます。予算現額1億1,540万5,000円、調定額1億1,448万2,810円、収入済額1億1,423万7,510円、不納欠損額がございませんで、収入未済額が41万4,600円、予算現額と収入済額との比較マイナス116万7,490円。

次のページの歳出の合計額でございます。予算現額1億1,540万5,000円、支出済額1億1,267万9,319円、翌年度繰越額がございませんで、不用額が272万5,681円、予算現額と支出済額との比較272万5,681円、歳入歳出差し引き残額155万8,191円。

令和元年9月11日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、226ページをお願いいたします。認定第4号 平成30年度岩泉町介護保険特別会計歳入歳出決算書。

事業勘定の歳入合計から申し上げます。予算現額15億9,620万円、調定額15億9,947万9,465円、収入済額15億9,609万823円、不納欠損額60万6,320円、収入未済額291万2,902円、予算現額と収入済額との比較マイナス10万9,177円。

次のページをお開き願います。事業勘定、歳出合計でございますが、予算現額15億9,620万円、支出済額15億6,400万299円、翌年度繰越額がございませんで、不用額が3,219万9,701円、予算現額と支出済額との比較3,219万9,701円。

歳入歳出差し引き残額3,209万524円。

令和元年9月11日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、252ページをお開き願います。サービス事業勘定の歳入合計でございます。予算現額1,040万円、調定額1,038万5,656円、収入済額1,038万5,656円、不納欠損額、収入未済額がございませんで、予算現額と収入済額との比較がマイナス1万4,344円。

次のページをお願いいたします。サービス事業勘定、歳出合計でございます。予算現額1,040万円、支出済額986万4,137円、翌年度繰越額がございませんで、不用額が53万5,863円、予算現額と支出

済額との比較53万5,863円。

歳入歳出差し引き残額52万1,519円。

令和元年9月11日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、262ページをごらん願います。認定第5号 平成30年度岩泉町簡易水道特別会計歳入歳出決算書。

歳入合計から申し上げます、予算現額7億727万9,400円、調定額6億4,677万7,740円、収入済額6億4,615万9,810円、不納欠損額がございまして、収入未済額61万7,930円、予算現額と収入済額との比較マイナス6,111万9,590円。

次のページをごらん願います。歳出合計額でございます。予算現額7億727万9,400円、支出済額5億9,447万7,035円、翌年度繰越額8,629万円、不用額2,651万2,365円、予算現額と支出済額との比較1億1,280万2,365円。

歳入歳出差し引き残額5,168万2,775円。

令和元年9月11日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、280ページをごらん願います。認定第6号 平成30年度岩泉町観光事業特別会計歳入歳出決算書。

歳入合計から申し上げます。予算現額1億9,863万4,000円、調定額2億61万1,903円、収入済額2億61万1,903円、不納欠損額、収入未済額がございまして、予算現額と収入済額との比較が197万7,903円。

次のページをごらん願います。歳出合計額でございます。予算現額1億9,863万4,000円、支出済額1億8,953万4,994円、翌年度繰越額はありまして、不用額が909万9,006円、予算現額と支出済額との比較909万9,006円。

歳入歳出差し引き残額1,107万6,909円。

令和元年9月11日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、300ページをお願いいたします。認定第7号 平成30年度岩泉町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書。

歳入合計額から申し上げます。予算現額2億1,854万7,400円、調定額1億9,897万7,622円、収入済額1億9,766万9,402円、不納欠損額がございまして、収入未済額130万8,220円、予算現額と収入済額との比較マイナス2,087万7,998円。

次に、次のページをお願いします。歳出合計でございます。予算現額 2 億 1,854 万 7,400 円、支出済額 1 億 8,475 万 873 円、翌年度繰越額 2,229 万 6,000 円、不用額 1,150 万 527 円、予算現額と支出済額との比較 3,379 万 6,527 円。

歳入歳出差し引き残額 1,291 万 8,529 円。

令和元年 9 月 11 日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、318 ページをお願いをいたします。認定第 8 号 平成 30 年度岩泉町大川財産区特別会計歳入歳出決算書。

歳入合計から申し上げます。予算現額 1,111 万 1,000 円、調定額 986 万 5,934 円、収入済額 986 万 5,934 円、不納欠損額、収入未済額はございません。予算現額と収入済額との比較 マイナス 124 万 5,066 円。

次のページをお願いをいたします。歳出合計額でございます。予算現額 1,111 万 1,000 円、支出済額 984 万 6,333 円、翌年度繰越額がございませんで、不用額が 126 万 4,667 円、予算現額と支出済額との比較 126 万 4,667 円。

歳入歳出差し引き残額 1 万 9,601 円。

令和元年 9 月 11 日提出、岩泉町長、中居健一。

以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いをいたします。

○議長（加藤久民君） ここで佐々木良治代表監査委員から決算審査結果について報告を求めます。

佐々木代表監査委員。

〔代表監査委員 佐々木良治君登壇〕

○代表監査委員（佐々木良治君） 監査委員の佐々木です。よろしくお願いいたします。

それでは、監査委員を代表いたしまして、平成 30 年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算について、審査意見書に従い朗読をもって報告といたします。

審査意見書の 1 ページをお開きください。岩泉町決算審査意見書。第 1、審査の対象。1、平成 30 年度岩泉町一般会計歳入歳出決算、2、平成 30 年度岩泉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、3、平成 30 年度岩泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、4、平成 30 年度岩泉町介護保険特別会計歳入歳出決算、5、平成 30 年度岩泉町簡易水道特別会計歳入歳出決算、6、平成 30 年度岩泉町観光事業特別会計歳入歳出決算、7、平成 30 年度岩泉町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、8、平成 30 年度岩泉町大川財産区特別会計歳入歳出決算、9、平成 30 年度岩泉町財産に

関する調書、10、平成30年度岩泉町定額の資金を運用するための基金の運用状況。

第2、審査の期間。令和元年7月24日から8月21日まで。

第3、審査の概要。平成30年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに附属書類が法令等に準拠して調製されているか、計数が正確であるか、また予算の執行状況及び財政運営状況は正確かつ効率的に執行されているかなどの諸点に留意し、あわせて関係諸帳簿、証票書類等調査照合するとともに、当局からの説明を聴取し、慎重に審査を行った。

第4、審査の結果及び意見。審査に付された各会計の歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び定額の資金を運用するための基金の運用状況は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、これらの計数は関係諸帳簿と符合して正確であると認められた。また、予算の執行状況についても、議決予算及び関係法令に従って執行されており、適正に行われたものと認められた。

平成30年度の一般会計及び特別会計の決算を総括すると、予算総額は283億4,165万円で、前年度と比較すると105億7,340万2,000円減少している。これに対し歳入決算額は237億649万4,000円で、予算総額に対する収入率は83.6%と低くなっているが、調定額に対する収入率は99.8%で、収入はほぼ確保されていると認められるところである。歳出決算額は215億2,544万9,000円で、予算総額に対する執行率は76.0%と低く、翌年度繰越額42億4,819万3,000円を差し引いた25億6,800万7,000円が不用額となっている。不用額の内訳は、本年度予算分が9億2,494万7,000円、繰り越し事業分が16億4,306万円となっている。これは、平成28年台風第10号豪雨災害復旧復興関連の繰り越し事業の執行残が多くなっているものである。

一般会計の歳入決算総額は、対前年度比15.5%減の196億6,174万3,000円。歳出決算総額は、前年度比18.1%減の175億9,438万2,000円となっている。

歳入決算総額から歳出決算総額を差し引いた形式収支は20億6,736万1,000円で、この形式収支から翌年度に繰り越すべき財源4億3,516万4,000円を差し引いた実質収支は16億3,219万8,000円の黒字決算となっている。これに財政調整基金の積立金5億8,926万7,000円や公債費の繰上償還金3億3,274万7,000円を加え、財政調整基金の取り崩し額4億4,013万6,000円を差し引いた実質単年度収支も16億4,807万1,000円の黒字決算であり、健全財政は維持されているものと認められた。

財政分析指標を見ると、実質収支比率は28.1%、財政力指数は0.15、経常収支比率は88.4%、

実質公債費比率は10.8%となっている。経常収支比率が悪化し、実質公債費比率が上昇してきており、財政構造の弾力性の保持について注視が必要な状況になっている。

特別会計全体の歳入決算総額は、対前年度比6.4%減の40億4,475万1,000円、歳出決算総額は前年度比6.3%減の39億3,106万7,000円となっている。歳入決算総額から歳出決算総額を差し引いた形式収支は1億1,368万4,000円で、この形式収支から翌年度に繰り越すべき財源3,854万円を差し引いた実質収支は7,514万4,000円の黒字となっているが、財政調整基金の積立額1万3,000円や取り崩し額3,199万7,000円を加味した実質単年度収支は7,874万6,000円の赤字決算となっている。特別会計では、大川財産区特別会計を除く6特別会計が一般会計から合計で7億2,754万1,000円の繰り入れを受け、収支の均衡を図っている。特にも国民健康保険事業勘定においては、法定外の繰入金920万円を受け、収支の均衡が保たれている。特別会計の各事業については、今後とも効果的、効率的な事業執行に努め、健全運営を維持していただきたい。

一般会計の歳入は、自主財源が52億9,105万4,000円で、繰越金や財産収入の減などにより、前年度に比較すると2億3,395万4,000円減少している。依存財源は143億7,069万円で、町債、県支出金、地方交付税等の減少により、前年度に比較すると33億7,602万4,000円減少している。

自主財源の根幹である町税については、調定額が前年度に比較して2,794万9,000円増加したことにより収入済額も3,004万9,000円増加している。調定額に対する収入率は97.9%で、前年度に比較して0.4ポイント上昇している。また、収入未済額は1,345万4,000円で、前年度に比較して220万6,000円減少している。

町民が生活再建の最中にある中、現年課税分、滞納繰り越し分とも収納率が向上したことは、日ごろから納税意識の醸成に努めている成果であると敬意を表するものである。

税外収入の収入未済額については、牧野施設使用料は皆減し、町営住宅使用料も縮減しているが、奨学資金貸付金返還金は増加している。また、農地農業用施設災害復旧分担金、災害援護資金貸付金返還金においては、新たに収入未済額が生じている。歳入全体の収入未済額は1,772万円で、前年度より319万8,000円減少しているが、新たな滞納が生じないよう積極的な収納対策に取り組み、財源の確保に努められたい。

一般会計及び特別会計の不納欠損額は、前年度に比較して885万7,000円増加し、1,390万6,000円となっている。内訳は、町税390万8,000円、きのこ産業土地建物貸付料879万2,000円、菌床シイタケ補助金返還金60万円、介護保険料60万6,000円である。不納欠損処分については、いずれも関

係法令にのっとり適正に処理されているものと認められた。一般会計の歳出決算額は175億9,438万2,000円で、過去最大であった前年度と比較すると38億8,837万4,000円減少している。

性質別で見ると、義務的経費は、扶助費が6,625万6,000円減少しているが、人件費が2,623万2,000円、公債費が6億9,258万円増加しており、義務的経費全体では前年度に比較して6億5,255万6,000円の増となっている。投資的経費は、普通建設事業が災害公営住宅建設事業の増はあるが、台風災害復旧関連事業である牛乳処理加工施設災害復旧事業費助成などや東日本大震災の復興事業である小本地域資源利活用施設整備事業が前年度に完了したことにより、30億9,209万8,000円減少している。災害復旧事業は6億7,596万2,000円増加しているものの、投資的経費全体では前年度に比較して24億1,613万6,000円減少している。

その他の経費においては、災害廃棄物処理業務、経営体育成支援事業や地域なりわい再生緊急対策事業等の台風災害関連事業がおおむね平成29年度で完了したことから、前年度に比較して物件費が23億1,870万4,000円、補助費等が3億9,863万9,000円減少している。台風災害関連事業において翌年度以降に繰り越した事業があるものの、一般的に事務事業はおおむね的確に執行されているものと認められた。

平成30年度は、台風災害からの復旧復興関連事業が本格的に実施される中で、国県支出金や地方債等の財源確保に努め、財政調整基金等、主要3基金の効果的な活用を図るとともに、今後の財政事情を見通し、公債費の繰上償還を実施するなど、的確な財政運営は評価するところである。台風災害以前からの大型事業と台風災害後の復旧事業により公債費の借入額が多額となり、実質公債費比率が上昇している。少子化や人口減少による人材不足が避けられない情勢を踏まえ、今後の財政状況をよく考察し、将来を見据えた事業の選択と重点化で経費の抑制を図り、限られた財源の効果的な活用に努め、町民が安心、安全で住みよいまちづくりが推進されるよう念願するものである。

以上、第1から第4までを朗読いたしました。第5、第6、第7は、決算の概要等でございますので、省略をさせていただきます。

以上をもちまして決算審査結果の報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（加藤久民君） これで監査委員の決算審査結果についての報告を終わります。

お諮りします。日程第31、認定第1号から日程第38、認定第8号までの8件については、議長を除く全員の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにした

いと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第8号までの8件については、議長を除く全員の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。決算審査特別委員会の決算審査期間中、関係証拠書類等については税務出納課において閲覧できるよう当局に申し入れたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は当局に申し入れることに決定しました。

なお、当局関係者が議場にいらっしゃるので、決算審査特別委員会の決算審査期間中、関係証拠書類が閲覧できるように申し入れします。

◎請願第2号の上程、説明、委員会付託

○議長（加藤久民君） 日程第39、請願第2号 畜産・酪農に関する請願を議題とします。

請願第2号の紹介議員の説明を求めます。

12番、三田地泰正君、どうぞ。

〔12番 三田地泰正君登壇〕

○12番（三田地泰正君） 請願第2号。令和元年8月31日、岩泉町議会議長、加藤久民殿。

請願者、住所は記載のとおりです。氏名、中村匡志、西塚和貴、山屋祐太、工藤淳平。

畜産・酪農に関する請願書。

紹介議員、町議会議員、三田地泰正。

請願の趣旨。全国的に働き方改革が進行する中、畜産・酪農は旧態依然の状況が続いている。

そこに事業承継の問題も追い打ちをかけ、岩泉町の酪農が風前のともしびとなりつつある。今こそ岩泉町の畜産・酪農の持続性堅持の観点から、以下の請願をする。

記。1つ、農家が、最低1カ月に2日以上以上の休みがとれるようヘルパー制度の拡充を求める。

2つ、生産規模拡大や環境改善に取り組めるよう、施設・機械整備への使いやすい助成制度の確立を求める。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤久民君） これで請願第2号の説明を終わります。

ただいま議題となっている請願は、会議規則第91条の規定によって、産業常任委員会に付託して会期中の審査といたします。

◎請願第3号の上程、説明、委員会付託

○議長（加藤久民君） 日程第40、請願第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める請願を議題とします。

請願第3号の紹介議員の説明を求めます。

3番、小松ひとみ君、どうぞ。

〔3番 小松ひとみ君登壇〕

○3番（小松ひとみ君） 請願第3号。令和元年9月5日、岩泉町議会議長、加藤久民殿。

請願者、住所は記載のとおりです。氏名、岩手県教職員組合下閉伊支部、支部長、菅原昭敬。

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める請願。

紹介議員、岩泉町議会議員、小松ひとみ。

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める請願。

趣旨。子供たちの豊かな学びを保障し、教職員の長時間労働是正実現のため、計画的な教職員定数改善の推進と義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元することを求めるものであり、地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関に意見書を提出するよう請願いたします。

以上です。お願いいたします。

○議長（加藤久民君） これで請願第3号の説明を終わります。

ただいま議題となっている請願は、会議規則第91条の規定によって、総務常任委員会に付託して会期中の審査といたします。

◎散会の宣告

○議長（加藤久民君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

（午後 4時12分）

令和元年第3回岩泉町議会定例会会議録（第2号）

招 集 年 月 日	令 和 元 年 8 月 2 8 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 議 会 議 事 堂					
開 会、開 議、散 会 延 会、閉 会 の 日 時	開 議	令 和 元 年 9 月 1 3 日 午 後 3 時 5 5 分				
	散 会	令 和 元 年 9 月 1 3 日 午 後 4 時 0 8 分				
出席及び欠席議員 出席 14人 欠席 0人 (凡例) ○ 出席 × 欠席	議員 番号	氏 名	出欠 の別	議員 番号	氏 名	出欠 の別
	1	畠 山 昌 典	○	9	菊 地 弘 巳	○
	2	畠 山 和 英	○	10	合 砂 丈 司	○
	3	小 松 ひ と み	○	11	畠 山 直 人	○
	4	八重樫 龍 介	○	12	三田地 泰 正	○
	5	三田地 久 志	○	13	野 舘 泰 喜	○
	6	林 崎 竟 次 郎	○	14	加 藤 久 民	○
	7	坂 本 昇	○			
	8	三田地 和 彦	○			

会議録署名議員	2 番	畠山和英	3 番	小松ひとみ
	4 番	八重樫龍介		
職務のため議場 に出席した者の 職・氏名	事務局長	箱石良彦	副主幹兼 議事係長	大森淳一
	主 査	佐々木美穂子		
地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職・氏名	町 長	中居健一		
	副 町 長	山崎重信	副 町 長	末村祐子
	教 育 長	三上潤	危機管理監兼 危機管理課長	佐々木重光
	総務課長	應家義政	政策推進課長	三浦英二
	会計管理者兼 税務出納課長	中川英之	町民課長	三上久人
	保健福祉課長	田鎖英明	経済観光交流課長	馬場修
	農林水産課長	佐々木修二	地域整備課長 兼復興課長	佐々木真
	上下水道課長	三上訓一	消防防災課長	和山勝富
教 育 次 長	三上義重			
議 事 日 程	別紙議事日程のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり			
議 事 の 経 過	別紙のとおり			

令和元年第3回岩泉町議会定例会

議事日程(第2号)

令和元年 9月13日(金曜日)午後 3時55分開議

開議の宣告

議事日程の報告

- 日程第 1 議案第 1 号 岩泉町印鑑条例の一部を改正する条例について
(条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 2 議案第 2 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
(条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 3 議案第 3 号 岩泉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について
(条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 4 議案第 4 号 岩泉町森林環境譲与税基金条例について
(条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 5 議案第 5 号 岩泉町立保育園設置条例の一部を改正する条例について
(条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 6 議案第 6 号 ふれあいらんど岩泉条例の一部を改正する条例について
(条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 7 議案第 7 号 岩泉町観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
(条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 8 議案第 8 号 龍泉洞青少年旅行村の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
(条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 9 議案第 9 号 岩泉町観光センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

(条例補正予算審査特別委員長報告)

日程第10 議案第10号 氷渡交流施設条例の一部を改正する条例について

(条例補正予算審査特別委員長報告)

日程第11 議案第11号 岩泉町水道事業の設置等に関する条例について

(条例補正予算審査特別委員長報告)

日程第12 議案第12号 岩泉町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例について

(条例補正予算審査特別委員長報告)

日程第13 議案第13号 岩泉町水道事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

(条例補正予算審査特別委員長報告)

日程第14 議案第14号 令和元年度岩泉町一般会計補正予算(第2号)

(条例補正予算審査特別委員長報告)

日程第15 議案第15号 令和元年度岩泉町介護保険特別会計補正予算(第2号)

(条例補正予算審査特別委員長報告)

日程第16 議案第16号 令和元年度岩泉町簡易水道特別会計補正予算(第2号)

(条例補正予算審査特別委員長報告)

日程第17 議案第17号 令和元年度岩泉町観光事業特別会計補正予算(第2号)

(条例補正予算審査特別委員長報告)

日程第18 議案第18号 令和元年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

(条例補正予算審査特別委員長報告)

散会の宣告

◎開議の宣告

○議長（加藤久民君） ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

（午後 3時55分）

◎議事日程の報告

○議長（加藤久民君） 本日の議事日程はお手元に配りましたとおりです。

◎議案第1号～議案第18号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 議事日程に入ります。

日程第1、議案第1号 岩泉町印鑑条例の一部を改正する条例についてから日程第18、議案第18号 令和元年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）までの18件を一括議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

条例補正予算審査特別委員長、三田地泰正君、はい、どうぞ。

〔条例補正予算審査特別委員長 三田地泰正君登壇〕

○条例補正予算審査特別委員長（三田地泰正君） 令和元年9月13日、岩泉町議会議長、加藤久民殿。条例補正予算審査特別委員長、三田地泰正君。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

記。事件の番号、件名、審査の結果。

議案第1号 岩泉町印鑑条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第2号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、原案可決。

議案第3号 岩泉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について、原案可決。

議案第4号 岩泉町森林環境譲与税基金条例について、原案可決。

議案第5号 岩泉町立保育園設置条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第6号 ふれあいランド岩泉条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第7号 岩泉町観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第8号 龍泉洞青少年旅行村の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第9号 岩泉町観光センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第10号 水渡交流施設条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第11号 岩泉町水道事業の設置等に関する条例について、原案可決。

議案第12号 岩泉町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例について、原案可決。

議案第13号 岩泉町水道事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、原案可決。

議案第14号 令和元年度岩泉町一般会計補正予算（第2号）、原案可決。

議案第15号 令和元年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第2号）、原案可決。

議案第16号 令和元年度岩泉町簡易水道特別会計補正予算（第2号）、原案可決。

議案第17号 令和元年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第2号）、原案可決。

議案第18号 令和元年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、原案可決。

以上です。

○議長（加藤久民君） ただいまの条例補正予算審査特別委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

これから議案第1号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異

議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

これから議案第2号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

これから議案第3号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

これから議案第4号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

これから議案第5号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

これから議案第6号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

これから議案第7号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

これから議案第8号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

これから議案第9号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

これから議案第10号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

これから議案第11号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

これから議案第12号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

これから議案第13号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

これから議案第14号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

これから議案第15号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第15号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

これから議案第16号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第16号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

これから議案第17号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第17号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

これから議案第18号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第18号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（加藤久民君） これで本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散開します。

(午後 4時08分)

令和元年第3回岩泉町議会定例会会議録（第3号）

招 集 年 月 日	令 和 元 年 8 月 2 8 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 議 会 議 事 堂					
開 会、開 議、散 会 延 会、閉 会 の 日 時	開 議	令 和 元 年 9 月 2 0 日 午 後 3 時 5 0 分				
	閉 会	令 和 元 年 9 月 2 0 日 午 後 4 時 0 8 分				
出席及び欠席議員 出席 14人 欠席 0人 (凡例) ○ 出席 × 欠席	議員 番号	氏 名	出欠 の別	議員 番号	氏 名	出欠 の別
	1	畠 山 昌 典	○	9	菊 地 弘 巳	○
	2	畠 山 和 英	○	10	合 砂 丈 司	○
	3	小 松 ひ と み	○	11	畠 山 直 人	○
	4	八重樫 龍 介	○	12	三田地 泰 正	○
	5	三田地 久 志	○	13	野 舘 泰 喜	○
	6	林 崎 竟 次 郎	○	14	加 藤 久 民	○
	7	坂 本 昇	○			
	8	三田地 和 彦	○			

令和元年第3回岩泉町議会定例会会議録（第3号）

招 集 年 月 日	令 和 元 年 8 月 2 8 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 議 会 議 事 堂					
開 会、開 議、散 会 延 会、閉 会 の 日 時	開 議	令 和 元 年 9 月 2 0 日 午 後 3 時 5 0 分				
	閉 会	令 和 元 年 9 月 2 0 日 午 後 4 時 0 8 分				
出席及び欠席議員 出席 14人 欠席 0人 (凡例) ○ 出席 × 欠席	議員 番号	氏 名	出欠 の別	議員 番号	氏 名	出欠 の別
	1	畠 山 昌 典	○	9	菊 地 弘 巳	○
	2	畠 山 和 英	○	10	合 砂 丈 司	○
	3	小 松 ひ と み	○	11	畠 山 直 人	○
	4	八重樫 龍 介	○	12	三田地 泰 正	○
	5	三田地 久 志	○	13	野 舘 泰 喜	○
	6	林 崎 竟 次 郎	○	14	加 藤 久 民	○
	7	坂 本 昇	○			
	8	三田地 和 彦	○			

令和元年第3回岩泉町議会定例会

議事日程(第3号)

令和元年 9月20日(金曜日)午後 3時50分開議

開議の宣告

議事日程の報告

- 日程第 1 認定第 1 号 平成30年度岩泉町一般会計歳入歳出決算(決算算審査特別委員長報告)
- 日程第 2 認定第 2 号 平成30年度岩泉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
(決算算審査特別委員長報告)
- 日程第 3 認定第 3 号 平成30年度岩泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
(決算算審査特別委員長報告)
- 日程第 4 認定第 4 号 平成30年度岩泉町介護保険特別会計歳入歳出決算
(決算算審査特別委員長報告)
- 日程第 5 認定第 5 号 平成30年度岩泉町簡易水道特別会計歳入歳出決算
(決算算審査特別委員長報告)
- 日程第 6 認定第 6 号 平成30年度岩泉町観光事業特別会計歳入歳出決算
(決算算審査特別委員長報告)
- 日程第 7 認定第 7 号 平成30年度岩泉町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
(決算算審査特別委員長報告)
- 日程第 8 認定第 8 号 平成30年度岩泉町大川財産区特別会計歳入歳出決算
(決算算審査特別委員長報告)
- 日程第 9 請願第 2 号 畜産・酪農に関する請願 (産業常任委員長報告)
- 日程第 10 請願第 3 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める請願
(総務常任委員長報告)
- 日程第 11 発議案第 3 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見
書(案)の提出について (坂本昇議員外5名提出)

閉会の宣告

◎開議の宣告

○議長（加藤久民君） ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

（午後 3時50分）

◎議事日程の報告

○議長（加藤久民君） 本日の議事日程はお手元に配りましたとおりです。

◎認定第1号～認定第8号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 議事日程に入ります。

日程第1、認定第1号 平成30年度岩泉町一般会計歳入歳出決算から日程第8、認定第8号 平成30年度岩泉町大川財産区特別会計歳入歳出決算までの8件を一括議題とします。

本決算について委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長、合砂丈司君。はい、どうぞ。

〔決算審査特別委員長 合砂丈司君登壇〕

○決算審査特別委員長（合砂丈司君） 令和元年9月20日、岩泉町議会議長、加藤久民殿。決算審査特別委員長、合砂丈司。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

記。事件の番号、件名、審査の結果。

認定第1号 平成30年度岩泉町一般会計歳入歳出決算、原案認定。

認定第2号 平成30年度岩泉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、原案認定。

認定第3号 平成30年度岩泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、原案認定。

認定第4号 平成30年度岩泉町介護保険特別会計歳入歳出決算、原案認定。

認定第5号 平成30年度岩泉町簡易水道特別会計歳入歳出決算、原案認定。

認定第6号 平成30年度岩泉町観光事業特別会計歳入歳出決算、原案認定。

認定第7号 平成30年度岩泉町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、原案認定。

認定第 8 号 平成30年度岩泉町大川財産区特別会計歳入歳出決算、原案認定。

以上でございます。

○議長（加藤久民君） ただいまの決算審査特別委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

これから認定第 1 号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから認定第 1 号を採決します。

お諮りします。本決算に対する委員長報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第 1 号については原案のとおり認定することに決定しました。

これから認定第 2 号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから認定第 2 号を採決します。

お諮りします。本決算に対する委員長報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第 2 号については原案のとおり認定することに決定しました。

これから認定第 3 号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから認定第 3 号を採決します。

お諮りします。本決算に対する委員長報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第3号については原案のとおり認定することに決定しました。

これから認定第4号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから認定第4号を採決します。

お諮りします。本決算に対する委員長報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第4号については原案のとおり認定することに決定しました。

これから認定第5号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから認定第5号を採決します。

お諮りします。本決算に対する委員長報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第5号については原案のとおり認定することに決定しました。

これから認定第6号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから認定第6号を採決します。

お諮りします。本決算に対する委員長報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定

することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第6号については原案のとおり認定することに決定しました。

これから認定第7号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから認定第7号を採決します。

お諮りします。本決算に対する委員長報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第7号については原案のとおり認定することに決定しました。

これから認定第8号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから認定第8号を採決します。

お諮りします。本決算に対する委員長報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第8号については原案のとおり認定することに決定しました。

◎請願第2号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第9、請願第2号 畜産・酪農に関する請願を議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

産業常任委員長、三田地久志君、はい、どうぞ。

〔産業常任委員長 三田地久志君登壇〕

○産業常任委員長（三田地久志君） 令和元年9月20日、岩泉町議会議長、加藤久民殿。産業常任委員長、三田地久志。

請願審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第93条第1項の規定により報告します。

記。事件の番号、件名、審査の結果。

請願第2号 畜産・酪農に関する請願、採択すべきものと決定。

以上でございます。

○議長（加藤久民君） ただいまの産業常任委員長の報告について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

これから請願第2号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから請願第2号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は採択です。

委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第2号は委員長の報告のとおり採択と決定しました。

◎請願第3号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第10、請願第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める請願を議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、坂本昇君、はい、どうぞ。

〔総務常任委員長 坂本 昇君登壇〕

○総務常任委員長（坂本 昇君） 令和元年9月20日、岩泉町議会議長、加藤久民殿。総務常任委

員長、坂本昇。

請願審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第93条第1項の規定により報告します。

記。事件の番号、件名、審査の結果。

請願第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める請願、採択すべきものと決定。

○議長（加藤久民君） ただいまの総務常任委員長の報告について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

これから請願第3号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから請願第3号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は採択です。

委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第3号は委員長の報告のとおり採択と決定しました。

◎発議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第11、発議案第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書（案）の提出についてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

7番、坂本昇君。

〔7番 坂本 昇君登壇〕

○7番（坂本 昇君） 発議案第3号、令和元年9月20日、岩泉町議会議長、加藤久民殿。提出者、岩泉町議会議員、坂本昇。賛成者、岩泉町議会議員、八重樫龍介、同じく三田地泰正、同じく林

崎竟次郎、同じく小松ひとみ、同じく畠山昌典。

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元を求める意見書（案）の提出について。
標記について、別紙のとおり岩泉町議会会議規則第13条の規定により提出します。

別紙。教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元を求める意見書（案）。

学校現場における課題が複雑化・困難化する中で、子どもたちの豊かな学びを実現するためには、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠です。特に小学校においては、昨年度から新学習指導要領の移行期間に入り、外国語教育実施のため授業時数の調整など対応に苦慮する状況となっています。豊かな学びの実現のためには、教職員定数改善などの施策が最重要課題です。明日の日本を担う子どもたちを育む学校現場において、教職員が人間らしい働き方ができるための長時間労働是正が必要であり、そのための教職員定数改善は欠かせません。

また、義務教育費国庫負担制度については、平成18年三位一体改革の中で、国庫負担率が 2 分の 1 から 3 分の 1 に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源による人的措置を行っている自治体もありますが、地方自治体の財政を圧迫していることや自治体間の教育格差が生じることが大きな問題です。国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。

よって、子どもの豊かな学びを保障するための条件整備は不可欠であることから、令和 2 年度政府予算編成において、下記事項が実現されるよう、強く要望します。

記。1、計画的な教職員定数改善を推進すること。

2、義務教育費国庫負担制度の負担割合を 2 分の 1 に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年 9 月 20 日、岩手県岩泉町議会議長、加藤久民。

意見書の提出先は、記載のとおりであります。

○議長（加藤久民君） 提案者の説明が終わりました。

これから発議案第 3 号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

発議案第 3 号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから発議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、発議案第3号は原案のとおり可決されました。

追って、発議案第3号の意見書は本職から関係機関に対し提出します。

ただいま議決された意見書について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に一任されたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に一任にすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（加藤久民君） これで本定例会の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和元年第3回岩泉町議会定例会を閉会します。

（午後 4時08分）

この会議録は、事務局職員が調製したものであるが、内容は真正であると認め署名する。

令和 年 月 日

議 長

加 藤 久 民

署名議員

畠 山 和 英

署名議員

小 松 ひ と み

署名議員

八 重 樫 龍 介
